

平成16年厚岸町議会第3回定例会会議録		
招 集 期 日	平成16年9月21日	
招 集 場 所	厚 岸 町 議 場	
開 閉 日 時	開 会	平成16年9月21日 午前10時00分
	延 会	平成16年9月21日 午後 5時55分

1. 出席議員並びに欠席議員

議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×	議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×
1	室 崎 正 之	○	10	池 田 實	○
2	安 達 由 圃	×	11	岩 谷 仁 悦 郎	○
3	南 谷 健	○	12	谷 口 弘	○
4	小 澤 準	○	13	菊 池 賛	○
5	中 川 孝 之	○	14	田 宮 勤 司	○
6	佐 藤 淳 一	○	15	佐 齋 周 二	○
7	中 屋 敦	○	16	竹 田 敏 夫	○
8	音 喜 多 政 東	○	17		
9	松 岡 安 次	○	18	稲 井 正 義	○
以上の結果 出席議員 16名 欠席議員 1名					

1. 議場に出席した事務局職員

事 務 局 長	議 事 係 長	
小 倉 利 一	高 橋 政 一	

1. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	若狭 靖	デイサービス センター施設長	藤田 稔(兼務)
助役	大沼 隆		
収入役	黒田 庄司	水道課長	松澤 武夫
総務課長	田辺 正保	病院事務次長	須佐 祐吉
行財政課長	斉藤 健一	水産課長補佐	土肥 正彦
まちづくり 推進課長	福田 美樹夫	教育長	富澤 泰
		教委管理課長	柿崎 修一
税務課長	大野 榮司	教委生涯 学習課長	松浦 正之
町民課長	久保 一将		
保健福祉課長	豊原 隆弘	教委体育 振興課長	大野 繁嗣
環境政策課長	佐藤 悟		
農政課長	西野 清	教委指導室長	大場 和典
水産課長	大崎 広也	農委事務局長	藤田 稔
商工観光課長	高根 行晴	監査委員	今村 實
建設課長	北村 誠	監査事務局長	阿野 幸男
特別養護老人 ホーム施設長	藤田 稔	増養殖係長	武山 悟

1. 会議録署名議員

10番	池田 實		
11番	岩谷 仁悦郎		

1. 会 期

9月21日から9月24日までの4日間(休 会9月23日の1日間)

1. 議事日程及び付議事件
別紙のとおり

1. 議事の顛末
別紙のとおり

厚 岸 町 議 会 第 3 回 定 例 会 議 事 日 程

(1 6 . 9 . 2 1)

日 程	議 案 番 号	件 名
第 1		会議録署名議員の指名
第 2		議会運営委員会報告書
第 3		会期の決定
第 4		諸般報告
第 5		行政報告
第 6		例月出納検査報告
第 7	陳情第 1号	厚岸町漁村環境改善総合センター管理人継続設置並びに報酬に関する陳情書（総務常任委員会審査報告）
第 8	意見書案第7号	地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な推進を求める要望意見書（産業建設常任委員会審査報告）
第 9	推薦第 1号	農業委員の推薦について
第10	請願第 4号	郵政事業民営化に反対する意見書採択に関する請願書
第11	認定第 1号	平成15年度厚岸町水道事業会計決算の認定について
第12	認定第 2号	平成15年度厚岸町病院事業会計決算の認定について
第13		一般質問

議 長	<p>ただいまより平成16年厚岸町議会第3回定例会を開会いたします。</p> <p style="text-align: right;">開会時刻 10時00分</p>
議 長	<p>直ちに本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。</p>
議 長	<p>日程第1、会議録署名議員の指名を行います。</p> <p>本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、10番池田議員、11番岩谷議員を指名いたします。</p>
議 長	<p>日程第2、議会運営委員会報告書を議題といたします。</p> <p>委員長の報告を求めます。</p>
9 番	<p>9 番 去る9月16日に第3回定例会の議事運営についてを議題といたしまして議会運営委員会を開催いたしましたので、その内容を報告いたします。</p> <p>まず第1に、報告であります。報告につきましては、諸般報告、次に行政報告でございますが、今般、シングルシードカキのへい死について行政報告がなされます。並びに例月出納検査報告でございます。</p> <p>次に、各委員会から予定される案件であります。陳情第1号 厚岸町漁村環境改善総合センター管理人継続設置並びに報酬に関する陳情書につきましては、総務常任委員会から審査報告がなされます。</p> <p>次に、意見書案第7号 地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な推進を求める要望意見書につきましては、産業建設常任委員会から審査報告がなされます。</p> <p>次に、町内所管事務調査報告書につきましては、先般実施されました総務委員会の道内先進地視察報告がなされます。</p> <p>次に、閉会中の継続調査申出書でございますが、3常任委員会及び議会運営委員会から継続調査の申出書が出されます。</p> <p>次に、議会提出の案件でございますが、推薦第1号 農業委員の推薦について、請願第4号 郵政事業民営化に反対する意見書採択に関する請願書につきましては、本会議において審議をいたすことになりました。</p>

次に、議員の派遣についてでございますが、来月、釧路管内議員研修会が弟子屈町で行われますので、それに派遣することにいたします。

次に、町長提案の議案についてでございますが、認定第1号から第2号の各事業決算認定でございますが、これにつきましては、議長並びに監査委員を除く議員により決算審査特別委員会を結成し、会期中にこれを審査いたします。

次に、報告第8号 専決処分であります、1件でございます。

次に、人事案件でございますが、議案第59号から第61号につきまして、並びに議案第62号から第63号の一般議案1件と条例改正案1件がございます。

以上7件については、本会議において審査をいたすことにいたしました。

次に、議案第64号から第69号、補正予算6件でございますが、議長を除く各会計補正予算審査特別委員会を結成し、それに付託、会期中に審査をすることにいたします。

次に、一般質問でございますが、一般質問は9名から提出がありました。

次に、会期でございますが、本日より24日までの4日間とし、休会日を9月23日といたします。

このように会期は決定いたしましたので、以上、議会運営委員会の審査報告をいたします。

以上でございます。

議長 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。

議長 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員会報告にありましたように、本日から24日までの4日間とし、23日は休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から24日までの4日間とし、23日は休会とすることに決定しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付いたしました予定表のと

おりでありますので、ご了承願います。

議 長

日程第4、この際、諸般の報告を行います。

まず、本定例会に提出され、受理されております議案等は、別紙付議事件書のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、平成16年6月16日開会の第2回定例会終了後から本日までの議会の動向は、おおむね別紙報告書のとおりでありますので、ご了承願います。

なお、本年7月21日と22日に札幌、東京で行われた釧路地方総合開発促進期成会の中央要望、8月23日、長崎で行われた全国石炭鉱業関係町村議会議長会の臨時総会に私が出席いたしました。

この際、議員の皆様申し上げます。関係資料を別途議員控室に備えることにしておりますので、ご了承いただき、後ほど閲覧をし、ご参考に供していただきたいと思います。

以上、諸般の報告といたします。

議 長

日程第5、町長から行政報告を求められておりますので、これを許したいと思えます。

町長。

町 長

おはようございます。

平成16年度シングルシードカキ種苗の大量死について、行政報告をいたします。

本年4月から5月にかけてカキ種苗センターから出荷した平成16年度産シングルシードカキ種苗が、8月上旬、一部は6月から、厚岸湖内を中心に南防波堤などの湾内養殖漁場においても種苗の大量死が確認されました。町といたしましては、漁組と連携し、状況の把握と原因究明に当たってまいりました。

平成16年度産種苗の大量死は、出荷数 398万 2,000個のうち、約88%に当たる351万 6,000個に上っております。内訳といたしまして、37戸の生産者のうち、生残率が50%未満の生産者は33戸で、そのうち21戸の生産者は種苗のほとんどがへい死した状況であり、生残率が50%以上の生産者は4戸となっております。

大量死の原因としては、厚岸湖・厚岸湾漁場環境調査のデータでは水質に大きな変化がないだけに推測の域を脱しませんが、原因の一つとして考えられております

のは、今年の夏は例年になく高温傾向が続き、気温の上昇、水温の上昇、少雨などの影響による水環境の変化や自然環境の変化によるものと思われませんが、生産者個々の管理方法や養殖場所など複合的な要因が絡んでいるものと推測されます。

気象的要因としては、平成11年から15年度までの5カ年における6月から8月までの3カ月間の平均と今年の夏を比較すると、降水量は極端に少なく、日照時間が例年の約2倍、平均気温も8月は15日現在で約3度高い状況にありました。

湖内の水温につきましては、漁場環境調査のデータによると、春から例年より高目に推移し始め、降水量が極端に少なくなったこともあり、湖内4カ所の観測地点のうち、場所によって8月の平均水温では平年より7度近く上回り、急激に上昇していたことも要因の一つとして考えられます。

生産者といたしましては、今回の大量死は、自然相手とはいえ、これまで経験したことのない夏場での大量死であり、平成12年以降、冷夏のもとでの養殖対応をしてきただけに、生産者の生産計画にも大きく影響を及ぼすものと受けとめております。

今年の生産見通しは、平成14年度産と15年度産の一部が出荷できることから生産量は確保できますが、16年度産種苗が大量死したことによって来年度以降の生産が現在のところ大幅に落ち込むことが予想されます。このため、漁組では生産者からの要望を踏まえ8月23日付で町に対し、来年以降の生産が見込めないことから、種苗再生産と5月出荷分の支払い期限の延長と減免について要望書が出されたところであり、町では、これらの要望に対し、関係各課と協議を行い、来年の生産量が大幅に落ち込むことが予想されることから、8月中旬から種苗の再生産を行うこととし、販売価格についても、漁組と毎年交わしている覚書によって、生産者の負担を考慮し、災害に準ずるものと判断し、半額で販売する方向で協議を取り進めております。

なお、覚書では、種苗生産及び海面中間育成中に事故等が生じ、その生産に支障を来す場合には、双方が協議し、その対応に努めることになっているためであります。

さらに、5月出荷分の要望に対しては、支払い期限の延長を認めるとともに、厚岸町カキ種苗センター条例施行規則第8条第2項にあります「町長は、特別の事由があると認めるときは、カキ種苗販売単価を変更することができる」という規定に

基づき、災害に準ずるものと判断し、25%を減免する方向で協議を取り進めております。

また、同規則の附則で規定の平成14年度から3年間をシングルシード養殖技術確立及び種苗普及推進期間とし、種苗単価の35%の減額措置につきましては、生産者からの要望もあり、3年間延長する方向で検討をしております。

この支援策につきましては、漁組に提示したところではありますが、種苗再生産に係る諸経費につきましては、今定例会に補正予算にて計上いたしております。

以上、大量死の状況と今後の支援策につきましてご報告申し上げましたが、カキ種苗センターは、地元で採取した地元により適した厚岸カキを生産する拠点施設でありまして、単なる種苗生産施設だけではなく、漁場環境の調査や、内部設備や機械を有効活用した水産増養殖の振興に取り組んでいるところであります。今後におきましても漁組と連携を図り、釧路地区水産技術普及指導所の協力を得ながら、カキ種苗センターの管理体制を含め、可能な限り生産者に不安を与えないよう努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただき、行政報告といたします。

議長 これより行政報告に対する質疑を行います。

なお、報告に対する質疑は、厚岸町議会会議運用内規22にありますとおり、内容の疑義をただす程度にとどめていただきます。

質疑ありませんか。

(なし)

議長 なければ、以上で行政報告を終わります。

議長 日程第6、例月出納検査報告を議題といたします。

今般、監査委員より別紙のとおり例月出納検査報告がなされております。ご参考に供していただきたいと思っております。

議長 日程第7、陳情第1号 厚岸町漁村環境改善総合センター管理人継続設置並びに報酬に関する陳情書を議題といたします。

本件につきましては、平成16年3月10日開催の第1回定例会において総務常任委員会に付託し、閉会中の継続審査を求めていたところ、今般、審査結果の報告が委員長からなされております。

- 委員長からの報告を求めます。
- 8 番、音喜多委員長。
- 8 番 陳情審査報告をいたします。
- 平成16年3月10日、第1回定例会において付託されました陳情第1号 厚岸町漁村環境改善総合センター管理人継続設置並びに報酬に関する陳情書につきましては、平成16年3月17日、4月7日、6月16日、7月14日、21日及び8月25日に本委員会を開催し、理事者から詳細な説明を受け、また陳情者からも意見を聞き取り、かつ各委員による質疑を行い、慎重に審査した結果、採択すべきものと決しましたので、ここにご報告申し上げます。
- 以上、審査報告といたします。
- 議長 お諮りいたします。
- 委員長の報告は採択であります。委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。
- (「異議なし」の声あり)
- 議長 ご異議なしと認めます。
- よって、本陳情は採択されました。
- 議長 日程第8、意見書案第7号 地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な推進を求める要望意見書を議題といたします。
- 本件につきましては、平成16年6月21日開催の第2回定例会において産業建設常任委員会に付託し、閉会中の継続審査を求めていたところ、今般、審査結果の報告が委員長からなされております。
- 委員長からの報告を求めます。
- 4 番、小澤委員長。
- 4 番 平成16年6月21日、第2回定例会において付託されました意見書案第7号 地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な推進を求める要望意見書につきましては、平成16年8月16日に本委員会を開催し、提出者から詳細な説明を受け、各委員による質疑を行い、慎重に審査をいたしました。その結果、可決すべきものと決しましたので、ここにご報告申し上げます。
- 以上、審査報告といたします。

議長 お諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。委員長に対する質疑、討論を省略し……

（「討論あり」「12番」の声あり）

議長 それでは、先に委員長に対する質疑を行うことにいたします。

12番 12番、谷口議員。

12番 本件につきましては、私、これが本会議で審議されましたときに、新たな税の創設がうたわれていることに対して異議を申し上げたんですが、これがどのように判断されて今回このような結論になったのか、ご説明をいただきたいというふうに思います。

議長 小澤委員長。

4番 ただいまの谷口議員の意見に対しまして、私ども本委員会でいろいろと審査をいたしました。その結果、ただいま審査報告をいたしましたとおり、やはりこれは地球的な規模でこの温暖化ということに対しては真剣に取り組んでいる、これが実態であります。そういうことから、やはり私ども先進国といたしましても、みずからそれを自覚すべきもの、そのように考えましたので採択をいたしたと、そういう結果でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長 12番。

12番 12番。そうすると、財源対策について判断は当然あるべきだと。それで、その税源措置というか、財源措置をどのようにとっていくべきなのか。あるいは、今回提出されました音喜多さんの方から等の説明はどのように受けられたのか、その辺についてもちょっとお尋ねをいたしたいと思います。

議長 4番。

4番 この案につきまして、提出されました音喜多議員からもいろいろと詳細な報告を受けました。そうした結果、やはりこれも上の方でもはっきりまだその方向づけというものが決まっていない、そういうような時点で、これはやはり、最後に申し上げましたように、私どもこの地球に住んでいる以上、お互いがそういう自覚をしなければならぬであろう。そのような観点から、やはりこの問題等につきましては、内容につきましては今後検討しなければならない問題も多々あると思いますけれども、現時点ではやはり我々自身がそれなりにお互いに自覚を持たなければいけぬであろう。そういうことから、この採択をした結果であります。

議 長 12番。イメージがつかめないんですけども、はっきりとした財源の確立を求めていると思うんですね、今回のこの意見書案では。新税を創設するというふうにうたわれていたと思いますから。そうすると、「地方議会人」だったか何か見ましたら、各地域で全部採択されていて、あと残っているのは何十カ町村だというふうになっていて、さらに進めてほしいというふうに言われているんですけども、やはり今回出されていた財源対策については明確にきちんと、我々地方議会ですから、地方の意見がきちんと反映されたものになっていかなければならないのではないのかなというふうに思うんですね。ですから、そういう中で、上から指し示されたものを、ただその方向へ行くのではなくて、厚岸ではこういう意見もあるんだぞというものも盛り込んだ内容で採択をするということには結果的にはならなかったんでしょうか。その辺はどうなんでしょうか。

議 長 休憩します。 休憩時刻 10時27分

議 長 再開します。 再開時刻 10時30分

4 番 4番。

大変失礼しました。

さきにも申しあげましたように、中央環境審議会においていろいろと審議され、このいわゆる税の対策等についてもいろいろと審議されておるわけであります。

そうした中で、この地球温暖化、そのもととなるのは何と申しましても、燃料の流れは上流、いわゆる石油等の輸入段階、またはガソリン等の製品の蔵出し段階でやはり考えなければいけない、こういう問題があります。

それで、課税標準の燃料の種別ごとの平均的な炭素量に比例するよう設定。そして、税率は来年の対策全体の見直し作業を経て具体的に検討すべきだが、低い税率、例えばガソリンや灯油1リットル当たり2円程度の税として法制した方が、既存の産業構造などを踏まえた現実的な対策となり得る、このような考え方であります。

政策的に必要なものとしては、温暖化対策税を減免。他の用途としては、低い税率の場合は各界各層が行う省エネ対策などを支援。このため、他の税の給付金や補助金などを活用。

これまではっきり決まったわけではありませんけれども、これが一つの案として

このように考えられております。それで、まだ不透明な点はあろうと思えますけれども、これも十分今後検討しなければならない問題であろう、このように思います。しかし、今ここで、先ほど申し上げましたように、これが、では今までどおりそのままにしておいていいのかといったときに、なかなかそうはいかない問題だろう。やはりこの際、今ここで真剣に考えるときに来ているであろう、そのように思います。そういうことから、やはりおのおのが自覚をしなければいけない、こういう時期に来ているであろう、このように思います。

以上です。

(「12番、議事進行」の声あり)

議 長

12番、議事進行。

1 2 番

今の説明を聞いていても、私、十分納得いかないんですよ。それで、この後、質疑あるのかどうかちょっとわかりませんが、ないのであれば、私はやっぱりもう少し慎重を期さなければならないし、我が議会には林活議連があるわけですよ。そういう中でこの問題についてきちんと話し合いをした上でこれを採決すべきではないのかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

議 長

私の考えは、もう既に委員会に付託されて、委員会で採択されていますので、それを今、12番さんの言われるような、もとに戻すということはいかななものかなと、このように思います。

休憩します。

休憩時刻 10時34分

議 長

再開します。

再開時刻 10時39分

他に質疑ありますか。

(なし)

議 長

なければ質疑を終わります。

反対意見がありますので、これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

3番、南谷議員。

3 番

私は、地球温暖化防止のための森林吸収源対策の推進を進める意見書に対しまして、反対の立場で意見を述べさせていただきます。

私も、地球温暖化防止対策は不可欠なことと考えております。森林整備を推進し、

二酸化炭素の吸収、貯蔵を通して地球温暖化防止を図っていくことは大賛成でございます。しかしながら、国において吸収源対策として温暖化対策税の創設を図ることは、いささか時期尚早と考えます。

温暖化対策税の効果にアナウンスメント効果、税制に関しては社会的な関心が高いことから、温暖化対策税を導入するということは、温暖化対策として急速に普及させる原動力があると言われております。

中央環境審議会地球温暖化対策税専門委員会の試算では、日本国民1人当たり直接の税負担額、月額460円、年間で約5,500円の試算がされておりますけれども、税の徴収方法を含め、いまだ不確定要素が大きく残っておると思います。

ただいま12番、谷口議員の方からも説明がありましたように、今日の厚岸町の町民にとりまして、この税法が施行された場合どのように町民に影響されるのか、私ははかり知れないものがあると考えます。

実質日本経済に大きく影響を及ぼし、町民の皆さんにとってもこの負担がどのような影響を及ぼすのか、現時点では不確定でありますので、本意見書に反対の意見とさせていただきます。

賢明な議員の皆様のご良識ある判断をお願いし、討論とさせていただきます。

議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

15番。

15番

私は、賛成ということではないんです。そういう形になりますけれども。

この環境税というんですか、について、我が先進国にとって、戦後、高度成長期のそのツケが今来ていると思うわけでございます。そういう関係から、やっぱり地球をきれいにするということは、国民、世界の皆さんが願っていることでございます。そういうことで、そういうツケを我々の子供、また孫の代に回すことなく、やっぱり我々の時代でもってしっかりとその責任をとって、少しでもそういうことを緩和していくということであれば、私はこれに対しては賛成せざるを得ないんじゃないかという考えでございます。

議長

他に討論ありませんか。

12番。

12番

私、非常に残念なんですよね、今回の問題については。私は、趣旨には賛同できるんですよ。ところが、残念ながらこういう内容を最後に盛り込まれたということ

に対して、きちんと町民に説明できるものでなければならないというふうに考えるんですよ。

私たちが乱開発を進めたわけではないんですよ。そういうものを、やっぱりその責任をきちんとしながら、その対策をどう講じていくのが本来の本当の姿なのか、そういうものを明らかにしていかなければならないというときに、乱開発だとかそういう問題を全部横に置いて、森林資源の保全だとか、保護だとか、そういうところに新たな財源を国民の負担で求めていくということに対しては、私は残念ながら賛成する立場にはなれないわけです。

そういうことで、今回やはりこれらの問題について、本当に町民の生活が今、非常に大変な状況になっております。厚岸町も、町財政が大変厳しい、そういうところから公共料金を値上げせざるを得ない状況になって、それを現在実施してきているわけです。そして、国においても、新たな財源を求めようとして、消費税率の引き上げなどが今、議論されてきているわけです。そういう中で新たな税の創設を求める、こういう内容については、私は残念ながら反対せざるを得ないと思います。

そういうことで、これらについて私は納得ができませんので、反対をいたします。

議長 次に、賛成者の討論ありますか。

(なし)

議長 以上で討論を終わります。

これより起立により採決を行います。

お諮りいたします。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第9、推薦第1号 農業委員の推薦についてを議題といたします。

本件については、農業委員会等に関する法律第12条第2号に基づく議会推薦の委員、安達議員が平成16年9月2日をもって辞任されることに伴い、本定例会で後任の農業委員1名を推薦しようとするものであります。

委員の推薦方法についてお諮りいたします。

15番。 15番

従来、お聞きしますと、議長より推薦指名ということでなっているようでございますので、今回もそのような形でしていただきたいと思ひます。

議長 ただいま議長一任の声がありますが、これにご異議ありませんか。

議長 (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。

議長 議長において選考することに決定いたしました。

議長 暫時休憩いたします。

議長 副議長と打ち合わせをいたします。 休憩時刻 10時48分

議長 再開いたします。 再開時刻 10時49分

議長 それでは、選考結果を申し上げます。

議長 議会が推薦する学識経験を有する農業委員には、竹田さんを選考いたしました。

議長 ここで竹田議員は、地方自治法第117条の規定により除斥されますので、退席を求めます。

議長 (竹田敏夫議員退席)

議長 お諮りいたします。

議長 質疑、討論を省略し、採決いたします。

議長 竹田議員を推薦することにいたしたいと思ひますが、これにご異議ありませんか。

議長 (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。

議長 よって、議会推薦農業委員につきましては、竹田議員に決定をいたしました。

議長 (竹田敏夫議員入場)

議長 日程第10、請願第4号 郵政事業民営化に反対する意見書採択に関する請願書を議題といたします。

議長 職員の朗読を行います。

議長 職員の朗読(朗読内容省略)

議長 紹介議員であります菊池議員より説明を求められておりますので、これを許します。

13番、菊池議員。

ただいま議題になっております請願第4号 郵政事業民営化に反対する意見書採択に関する請願書につきましては、職員が朗読した文面内容に尽きるわけですが、補足的に請願の内容をご紹介いたしまして、議員各位のご賛同をいただき、本請願が採択されますように格別のご支援をお願いいたす次第であります。

皆様ご承知のとおり、郵政事業の民営化につきましては、今、小泉内閣のもとで提案され、我が国の郵政事業の方向づけを決する大切な時点にあるわけであり、マスメディアも連日のように取り上げている注視事項でもあります。

私たちが常日ごろ利用させていただいている郵便局は、山間、辺地や離島も含め全国どこでも配置され、国民が生活する上でなくてはならない基礎的な通信手段及び金融サービスを公平に提供されている公的機関であり、国民共有の財産と申してもよいと思います。これが民営化されるということは、1つに不採算の郵便局は閉鎖され、地方の切り捨てにつながります。2つ目に、ユニバーサルサービスの提供は確保されません。ユニバーサルサービスとは、全国どこに住んでいてもサービスを受けることができること、だれでも経済的にサービスを受けられること、均質なサービスが受けられること、そして料金の差別的な取り扱いがないことなどを意味します。

また、昨年の4月より日本郵政公社としたばかりで、企業会計原則を取り入れ、独立採算制のもと、税金からの補填を一切受けない企業体として、みずから厳しい改革に立ち向かい、事業の健全化に努め、「質の向上サービス」を合い言葉に、ファーストクラスのサービス提供に懸命な努力をされております。

このように郵便局は全国くまなく配置され、郵政三事業、郵便、郵便貯金、簡易保険はもとより、国や地方自治体の行政サービスを提供するなど、国民にとって欠くことのできない生活インフラとなっております。国民生活の安定、社会福祉の充実、国民の利便性の向上といった公的性格の強い役割を維持・発展させていくためには、利益第一主義の民間企業ではなく、国営の公社でなければならないと思うところでございます。また、ご承知のとおり、ふるさと小包の開発で地域産業活性化にも貢献しております。

このたび民営化が閣議決定されましたが、いずれ来年の衆議院及び参議院、両院の通常国会に提出される法案化段階で審議されなければならない、この郵政民営化は

数年がかりの重要課題であり、国民的規模で論議が必要であると感ずるところであります。

ちなみに、海外の例として、ドイツでの民営化により10年間で約2万9,200の郵便局が約1万3,600と半減したことであり、先般のテレビでも放映され、大変住民が不自由な生活をしているのを目の当たりに見せておりました。不採算の局は閉鎖され、地方の切り捨てにつながることは必至であります。

終わりに、国の財政が大きく揺らぎ、経済運営全体に大きな悪影響を及ぼすことが予想されます。なぜならば、日本郵政公社は、国が発行する国債の2割、140兆円を保有し、発行残高の4分の1を占める最大の買い手で、国の財政に大きく貢献しております。

若干長くなりましたが、以上、補足説明をさせていただき、本請願書につきましてご理解ある議員各位のご賛同を心から重ねてお願い申し上げ、ぜひ採択されますよう懇願し、請願の紹介にかえさせていただきます。

以上であります。

議 長

お諮りいたします。

本請願については、急を要するため、委員会付託を省略し、本会議で審査いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本請願については、委員会付託を省略し、本会議で審査することに決定いたしました。

これより質疑を行います。

1 番。

1 番

すみません、ちょっと本題に入る前に1点。見づらいというのは、これ「す」に点でいいんでしょうか。ちょっとわからないので、確認だけなんです。真ん中よりちょっと下なんですよね。見づらい交通標識というときに、「す」に点になっているんだけど、これ「す」に点でよかったか。「つ」に点でないかというような気もするんだけど、いいんでしょうか。それちょっと確認だけ。

いや、私もはっきりわからないんですよ。ごめんなさい、ちょっと休憩でお願いします、それは。

議長 | 休憩します。 休憩時刻 11時00分

議長 | 再開いたします。 再開時刻 11時05分

1 番 | 1 番。

すみません。さっき意見書で大分議論したもんだから、頭の中まだ意見書のようなつもりでいて、申しわけありません。

ちょっと内容の確認なんですけれども、この文章を読みますと、ワンストップ行政サービスというのを郵便局が非常にやっているということが書かれていますよね。いろいろな福祉サービスだとか、その他もろもろ。これが今、民営化すると、郵便局が統合されてしまっただけなのか。それとも、統合されなくても、こういうものは民営化すると、ほろってしまうということなのか。そのあたりは今後どのように考えられるのか、そのあたりをお聞きしておきたいんですが。

議長 | 13番。

13 番 | 室崎議員のご質問にお答えいたします。

ワンストップ行政サービスとは、各種証明書の交付事務、バス券、ごみ袋等の販売等を行っていることですが、これも今現在、日本郵政公社で取り扱っておりまして、将来に向けてもこのことが国の隅々に配置されている郵便局で利用できるということで、非常に便利な面があるということを私が請願書の中で受けとめているわけでございます。

よろしいでしょうか。

議長 | 1 番。

1 番 | すみません、ちょっと私も読み違えていましたので。ワンストップ行政サービスの次に、これも同じ行政支援施策なのかなと思って読んでみましたが、独居老人世帯の安否確認やごみの不法投棄の通報、道路の損傷箇所の通報、見づらい交通標識や危険の通報、あるいはセーフティーネットワーク、SOSネットワーク、子供110番などという非常にきめの細かいサービスを今、郵便局はいろいろ各地で展開してくださっているわけですね。こういうサービスについてどうも、ここでも書いていらっしゃるように、先行きどうなるのかというのはマスコミなんか見ても余りはっきりわからないんですけれども、ただ何かこの前の大臣かだれかが言っているところがニュース解説のようなところでぽっと出ていると、そういう福祉サー

ビスないし福祉サービスまがいのようなものは、しかるべき機関がおやりになることで、郵便局がやるべき話ではありませんというような話が出ていたりしていますよ。そうすると、これは郵便局の統廃合にかかわらず、こういう郵政事業の民営化というときに振り落とされていくのかなというような危惧感も、そういうニュースでは持たざるを得ないんですよ。

ただ、そのあたりはこの請願書並びに紹介議員の方ではどのようにつかんでいらっしゃるかわかり、あるいは明確なものがありになればお聞かせをいただきたいと、そういうことなんです。

議 長
13 番

13番。

室崎議員の2つ目の疑問にお答えいたします。

P&Pセーフティーネットワークの場合は、ポストアンドポリスの略称でありまして、郵便局と警察が地域の安全に関する協定書を結んでおりまして、局からの通報システム関係、先ほど文面にもありますとおり、いろいろな面での通報システムを持っているということでございますし、SOSネットワークにつきましては、救援活動、主に障害、虚弱老人の保護に関する連絡会議でございます。これはもう室崎議員は非常に福祉に精通している議員でありますから、わかっておりますけれども、そのほか、ひまわりサービスというものをやっております。お年寄りの福祉サービス、主に独居老人世帯などへ注文ポストを置きまして、サービスを提供しているということでございます。

このように郵政公社は、いろいろと各種システムについて勉強しながら現在もやっております。将来においてもどうかということでございますが、やはりそういう点にも努力しながら、国民の利便性に配慮した郵政公社として続けるにまい進する体制を整えてやっているわけでございます。

努力をしている点につきましては、改革面についても十分努力していると思われまします。そのほか、郵便業務、郵便貯金業務、簡易生命保険業務、資金運用、先ほど以来のサービスの改善、そのほか民間事業者との提携、連携関係についても、いろいろと努力しているということでございます。

以上でございます。

(「休憩してください。答弁になっていない」の声あり)

議 長

もう一回ありますよ。

(「やってからにします」の声あり)

議長 休憩いたします。 休憩時刻 11時11分

議長 再開します。 再開時刻 11時15分

13番

最近のマスコミにも報道されておりますとおり、民営化になった場合はどうなるのかということも不安になりますけれども、ただ、採算性の低い地方でサービスを拡充する保障はないということで総務省はうたっております。

過疎地の多い道内で利便性がどこまで向上するかは不透明であります。反対に、簡保は全国一律サービスの法的な義務づけが見送られるため、窓口での扱いをやめる局が出てくるかもしれないということが書かれております。

ですから、民営化になった場合においては、こういうことは保障がないということにつながると思います。

以上です。

議長 1番

ちょっと言い回しがよくわからないところがありまして、もう一度確認させてください、簡単にね。

要するに、この郵政公社が今、地方で福祉サービスの一環となるような、はっきり言ってこれは金がさからいったら絶対合わないですよ、そういうようなことも一生懸命やっているわけですよ。郵便の配達に行くというようなことで地域を歩きますので、その地域の例えばひとり暮らしのお年寄りがどういう健康状況であるかというようなことを確認してくれるとか、あるいは不法投棄だとか道路の破損だとかというような、きめ細かな行政の補完をするようなことも手伝ってあげるよとか、そういうことをやって、いわば特に過疎地と言われる地域で住民の生活に支援をしているということですよ。

これは、金銭的にいったら、まず合わんでしょう。それが証拠に、そういうことを商売にする民間企業というのはないですから。そういうものが今回のこの民営化に伴って、やはりコストが合わないからと切り捨てられていく可能性は否定できないと、そういうふうにとらえてよろしいんですねとお聞きしているんですが、そうですか。

議 長 13番。もし郵政事業が民営化された場合、採算重視・利益追求の組織となるとき、不採算地域である厚岸町は過疎化に拍車をかけ、郵便局の統合廃止は必至と言わざるを得なくなりますので、そのとおりでございます。

議 長 他にございませんか。

9 番 9番。参考までに――参考といいますか、町長にお考え方をお聞きしたいわけです。

この民営化に対しては、これは与党・自民党の中でもまだ議論の最中であります。ただ私、心配されることは、もしこの請願のとおり反対の意見書案を出した場合、何らか町の行政に国からのそういう圧力がかかって、ペナルティーがかかってくるんでないか。そういうことがあるのかないのかということを確認しておきたいと思えます。

といいますことは、たしか昭和五十四、五年ころだと思えますけれども、たまたま道で漁業の底びきの区域を、霧多布沖の区域を1キロ岸に近づけたわけです。そのときに私どもは全会一致でもって反対決議案を出して、道に差し上げました。その後、漁組の幹部が何らかの陳情に行ったときに、当時の水産部長にひどい怒られてきたというような話を聞いたわけですよ。

そういったことで、国が今、小泉総理がこのことをもう何年も前から主張してやっているわけですから、それに対して、そういった地方の議会が反対決議をした場合、実質的にですよ、こんなことは許されることじゃないと思えますけれども、そういったペナルティーとかそういうものが来るのでなからうかと。そういったことを町長のお考えを聞きたいのと、この民営化に対する町長は行政者としてどういうお考えを持っているのか、その点についてもお聞きしたいと思います。

議 長 町長。

町 長 お答えをさせていただきたいと思えます。

私も、厚岸町長としては、郵政民営化につきましては極めて強い関心を持っております。厚岸町にも数カ所の郵便局がございます。私は、今日の郵便局の果たした役割、極めて大きいという感じをいたしております。すなわち地域の振興・発展、さらにはまた民生の安定に多大な貢献をした、そのように認識をいたしておるわけでありませぬ。

特に今、室崎議員と菊池議員との質疑の中で思いついたわけではありますが、ご承知のとおり厚岸町は、平成10年に郵便局と災害時における厚岸郵便局と厚岸町の協力に関する協定というものを結んでおります。さらにはまた、平成14年には厚岸町ひとり暮らし高齢者一声郵便事業を行っていただいております。このように安心、安全なまちづくりに大きく貢献をいたしております。さらにはまた、地域住民の交流の場として活用されております郵便局であるわけでもあります。

しかしながら、去る9月10日、郵政民営化の基本方針が閣議決定をされました。私は、まことに遺憾に存じております。町長としては、私が特に懸念いたしておりますのは、民営化に伴い、今、議論がございましたとおり、採算性を追求することよりも不採算地域の郵便局の統廃合が進み、これまでのサービスが受けられなくなるということでもあります。特に高齢化時代を迎えた厚岸町であります。年金の受け取り機関としての役割は大きく、高齢者にとっての影響は甚大なものがあると思っております。

しからば、国と地方の関係であります、今は対等であります。地方分権の時代であります。国に反対また抵抗することによってペナルティーを期すようなことがあったならば、まかりならぬ。今は民主主義の時代であり、地方分権時代であり、厚岸町のためには国と正々堂々と闘ってまいりたい、かように考えております。

議 長 いいですか。

(「いいです」の声あり)

議 長 他にありませんか。

(なし)

議 長 なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本請願を採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、本請願は採択することに決定いたしました。

議 長 日程第11、認定第1号 平成15年度厚岸町水道事業会計決算の認定について、日程第12、認定第2号 平成15年度厚岸町病院事業会計決算の認定について、以上2

件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

水道課長。

水道課長

ただいま上程いただきました認定第1号 平成15年度厚岸町水道事業会計決算の内容についてご説明申し上げます。

決算報告書の1ページをお開きください。

収益的収入及び支出から説明申し上げます。

初めに収入ですが、1款水道事業収益では、予算額2億5,129万3,000円に対しまして、決算では2億5,108万2,471円となり、21万529円、0.08%の減となっております。

これは、1項で、予算額2億3,085万4,000円に対し、決算では2億3,055万5,360円で、29万8,640円、1.12%の減となったものです。

2項では、予算額2,043万9,000円に対し、決算では2,052万7,111円で、8万8,111円、0.43%の増となったものです。

次に、支出でございますが、1款水道事業費用では、予算額2億4,269万8,000円に対しまして、決算では2億4,072万7,345円の執行で、197万655円、0.81%の不用額となっております。

これは、1項では、予算額1億9,675万2,499円に対し、決算では1億9,498万1,844円の執行で、177万655円、0.89%の不用額でございます。

2項では、予算額4,574万5,501円に対し、決算では4,574万5,501円の執行で、同額の決算となっております。

4項につきましては、20万円の不用額となるものです。

2ページをお開き願います。

2ページ、資本的収入及び支出でございます。

収入では、1款資本的収入では、予算額1億782万円に対しまして、決算額は1億705万3,566円となり、2万8,434円の減でございます。

これは、1項企業債では、予算額9,890万円に対しまして、同額の決算。

3項出資金は、予算額190万円に対しまして、同額の決算。

5項工事負担金では、予算額578万9,000円に対しまして、決算では576万100円で、2万8,900円の減でございます。

6項補償金では、当初、下水道事業で行っている門静第一排水区雨水排水整備工事に伴う水道管移設工事に対する補償金、当初予算では70万円を計上しておりましたけれども、事業費確定によりまして減額補正を行ったものでございます。

次に、支出でございます。

1款資本的支出では、予算額1億9,023万7,000円に対し、決算では1億9,001万7,251円で、21万9,749円の不用額でございます。

これは、1項建設改良費で、予算額1億3,799万1,000円に対し、決算では1億3,777万1,656円の執行で、21万9,344円の不用額となったものでございます。

2項企業債償還金では、予算額5,224万6,000円に対しまして、決算では5,224万5,594円となり、405円の不用額となったものです。

その結果、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,296万3,685円は、過年度分損益勘定留保資金1,053万8,943円、当年度分損益勘定留保資金6,586万4,188円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額656万554円で補填したものでございます。

次に、収益的収入及び支出に係る利益剰余金の処分でございます。

6ページをお開きください。

平成15年度厚岸町水道事業剰余金処分計算書(案)でございます。

当年度の未処分利益剰余金は、前年度の繰越利益剰余金が164万9,425円と当年度分の純利益310万1,865円、合わせて475万1,290円を利益剰余金処分数として、減債の積立金に120万円、建設改良積立金に180万円、合わせて300万円を積み立てたしまして、差し引き175万1,290円を翌年度の繰越利益剰余金として繰り越しするものでございます。

次に、9ページから15ページが事業報告の内容となっております。

主な内容について説明申し上げます。

12ページをお開き願いたいと思います。

12ページは、工事といたしまして建設改良の概況を記載しており、それぞれ記載の内容となっております。1つは、耐震対策としての石綿セメント管の布設替え工事で、厚岸停車場線及び白浜町海岸通りの布設替えを1,842万1,200円で実施しました。次に、老朽管及びライフライン確保に伴う布設替え工事としまして、白浜町南1の通り、住の江町9号線、湾月町横3の通り、それから配水管流量計設置、仕

切り弁整備工事の合わせて5件で2,255万4,000円。それから、下水道工事に伴う水道管移設工事としまして、国道44号線門静浄水場前水道管移設工事が63万円、昨年9月に発生した十勝沖地震により被災した配水管の復旧工事として有明配水管災害復旧工事が115万5,000円、さらには、昭和49年に建設以来29年を経過し、老朽化が進んでおります浄水場のろ過池電動弁監視制御設備、動力設備、内部環境設備整備工事の4件で6,305万2,500円となっており、以上12件を合わせますと1億581万2,700円となりますが、これに事務費64万1,341円と合わせまして、1億645万4,041円を執行したものでございます。

次に、メーター設備費の新設給水装置工事、メーター器設置状況ですが、新設メーター器口径13ミリから40ミリまで59個を301万665円で執行し、次の13ページになりますが、8年間の満期終了によりますメーター器の取りかえにつきましては、13ミリから75ミリまで737個を2,830万6,950円で執行しております。

次に、13ページ、業務量でございます。

給水の状況ですが、給水人口は1万560人で、前年度比95人の減、給水戸数は5,238戸で、前年度比65戸の減、配水量は138万8,947立方メートルで、前年度比3万1,710立方メートルの減、有収水量は102万3,654立方メートルで、前年度比2万1,015立方メートルの減、有収率は73.7%で、前年に比ばまして0.2ポイントの増、一日平均配水量は3,805立方メートルで、前年度比87立方メートルの減、一日最大配水量は5,657立方メートルで、前年度比960立方メートルの増となっております。

次に、事業収入に関する事項、14ページの事業費に関する事項ですが、お手元に配付しております認定第1号説明資料により説明いたしますので、資料をごらんください。A4の横書きの1枚物でございます。

まず、収入ですが、1款1項1目では、2億1,912万533円の執行で、前年度比98%となっております。

説明欄で申し上げますと、一般用は144万4,552円の減、給水人口の減と冷夏による使用水量の減によるものと考えられております。営業用は31万9,896円の減、団体用は107万4,600円の増、工業用は205万5,534円の減、浴場用は2万1,524円の増、臨時用は156万1,790円の減で、町内での各種工事の減少による使用水量の減と考えられます。尾幌簡易水道では20万8,200円の増、尾幌農業水道では34万

590 円の減となったものでございます。

2 目では、45万 6,000円の執行で、前年度比57.6%です。これは、前年度99件あった給水工事が平成15年度は57件となり、42件の減に伴います設計審査及び工事検査手数料が減となったものでございます。

2 項 1 目では、1,985万 5,000円で、前年度比69.5%です。これは、地方公営企業法第17条の2に基づく一般会計からの補助金で、消火栓の維持管理費で29万 3,000 円の増、尾幌分水ほか補助で 900万円の減となっております。

2 目では、2万 687円で、預金利息 1万 8,249円の増でございます。

3 目では、65万 995円で、前年度比42.6%。これは、不用品売却、検満メーターの売却収益で4万 3,609円の減、配水管破損補償金で15万 8,800円の減、その他では67万 3,929円の減となったものでございます。

次に、支出でございます。

1 款 1 項 1 目では、4,438万 2,422円となり、前年度比 124.4%でございます。主なものとして、委託料は 1,141万 4,796円の増で、平成15年度から浄水施設及びポンプ施設の運転管理を民間委託したことにより増となったものです。薬品費は 338 万 721円の減で、粉末活性炭ポリ塩化アルミニウム等の使用量の減によるものでございます。その他につきましては、説明欄記載のとおりでございます。

2 目では、840万 1,917円で、前年度比92.4%でございます。主なものとして、委託料が 125万円の減で、漏水調査範囲を縮小したことによるものでございます。修繕費は51万 6,625円の増で、配水管破損の復旧に要した費用の増です。その他については、説明欄記載のとおりでございます。

3 目では、5,300万 4,729円で、前年度比77.2%です。主なものは、企業職員が平成14年10月の人事異動により 1名の減、平成15年3月に退職により11名減となり、これに伴っての給料等の人件費が減となったものです。その他については、説明欄記載のとおりでございます。

4 目では、8,348万 2,816円で、対前年比 102.4%です。これは、説明欄記載のとおり、平成14年度までの取得財産に伴う減価償却費の増でございます。

5 目では、314万 8,452円で、対前年比 184.6%でございます。説明欄記載のとおりでございます。

次に、2 項 1 目では、4,385万 2,901円で、対前年比94.5%となっております。

企業債利息の減によるものでございます。

2目では、71万9,113円で、対前年比93.7%です。これは、消費税納付額の減で
ございます。

次に、当年度の純利益でございますが、310万1,865円で、対前年比29.3%とな
っております。積算の内容については、説明欄記載のとおりとなっております。

次に、決算書にお戻り願いたいと思います。

決算書の14ページをお開き願います。

14ページ、(4)の給水装置工事の状況ですが、これは新設の給水工事で57件、
前年度比42件の減となっております。

(5)の委託調査業務ですが、これは上水道配水管漏水調査を131万2,500円で
執行したものです。

15ページをお開き願います。

4、会計、(1)企業債の概況、(2)議会の議決を経なければ流用できない経
費の決算については、記載のとおりでございます。

以上が平成15年度決算の内容ですが、3ページが損益計算書、7ページから8ペ
ージが貸借対照表、それから16ページから21ページが附属明細書となっており
ますが、説明を省略させていただきます。

大変簡単な説明でございますが、ご審議をいただき、ご承認を賜りますようよろ
しくお願い申し上げます。

議 長
病 院
事務次長

病院事務次長。

上程いただきました認定第2号平成15年度厚岸町病院事業会計決算の内容につ
いてご説明申し上げます。

決算書の1ページをお開き願います。

平成15年度厚岸町病院事業会計決算報告書でございます。

まず、収益的収入及び支出からご説明申し上げます。

収入であります。1款病院事業収益では、予算12億8,248万円に対し、決算で
は12億7,582万4,329円となり、予算に対し665万5,671円、0.5%の減となっ
ております。

これは、1項医業収益で、予算10億671万9,000円に対し、決算では9億9,973
万682円となり、予算に対し698万8,318円、0.7%の減となったものであります。

2 項医業外収益で、予算 2 億 7,576 万 1,000 円に対し、決算では 2 億 7,609 万 3,647 円となり、予算に対し 33 万 2,647 円、0.1%の増となったものであります。

次に、支出であります。1 款病院事業費用では、予算 14 億 9,453 万 2,000 円に対し、決算では 14 億 8,123 万 6,895 円の執行で、1,329 万 5,105 円、0.9%の不用額となっております。

これは、1 項医業費用で、予算 13 億 7,705 万 3,000 円に対し、決算では 13 億 6,972 万 2,440 円の執行で、733 万 560 円、0.5%の不用額であります。

2 項医業外費用では、予算 1 億 1,717 万 9,000 円に対し、決算では 1 億 1,151 万 4,455 円の執行で、566 万 4,545 円、4.8%の不用額であります。

3 項予備費では、予算 30 万円に対し、支出がありませんでしたので、全額不用額となったものであります。

2 ページをお開き願います。

資本的収入及び支出でございます。

収入では、1 款資本的収入、予算 4,631 万 8,000 円に対し、同額の決算であります。

これは、2 項補助金で、予算 4,631 万 8,000 円に対し、同額の決算であります。

次に、支出でございます。

1 款資本的支出では、予算 1 億 2,102 万 5,000 円に対し、決算では 1 億 2,102 万 3,580 円で、1,420 円の不用額であります。

これは、1 項建設改良費で、予算 1,193 万 4,000 円に対し、決算では 1,193 万 3,250 円で、750 円の不用額であります。

2 項企業債償還金では、予算 1 億 909 万 1,000 円に対し、決算では 1 億 909 万 330 円で、670 円の不用額であります。

この結果、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 7,470 万 5,580 円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1 万 9,774 円及び過年度分損益勘定留保資金 7,468 万 5,806 円で補填したものであります。

3 ページは、事業損益計算書であります。

収益から費用を引いた計算書であります。下から 3 行目にあります当年度純損失 2 億 1,020 万 4,716 円が平成 15 年度の単年度欠損金であります。その下にあります前年度繰越欠損金は平成 14 年度までの累積欠損金であり、これらを合算した額が

一番下の金額となり、4億3,018万9,280円が平成15年度末の累積欠損金であります。

4ページをお開き願います。

4ページ、5ページは剰余金計算書、5ページ下段は欠損金処理計算書ですが、先ほどご説明いたしました15年度末の累積欠損金4億3,018万9,280円を翌年度へ繰り越す内容であります。

6ページをお開き願います。

6ページ、7ページは貸借対照表であり、平成16年3月31日現在の財産状況を示したものであります。内容につきましては、記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

8ページをお開き願います。

8ページは事業報告書であります。記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

9ページは議会議決事項、行政官庁認可事項、職員に関する事項であります。記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

10ページをお開き願います。

10ページは資産取得の概況であります。今年度は医療機器4点を取得しております。

11ページは業務内容であります。患者数を前年度と比較しますと、入院患者数では、延べ数で2,120人、一日平均で6.1人、それぞれ減っております。外来患者数では、延べ数で1万6,365人、一日平均で68.9人、それぞれ減っております。

次に、病床利用状況であります。下段の病床利用率を参照願います。一般病床で7.7ポイント、療養型病床で4.5ポイント、指定介護療養型病床で3.6ポイント、それぞれ減となり、全体では6.2ポイントの減となったところであります。

12ページをお開き願います。

12ページは事業収入、事業費に関する事項であります。内容については、お手元に配付させていただきましたA3判の認定第2号説明資料、平成15年度病院事業会計決算に係る収益的収支説明書（消費税抜き）によりご説明させていただきます。まず、収入でございます。

1款1項1目入院収益では、5億4,818万1,365円の決算で、前年度対比6.9%

の減となっております。内容につきましては、患者数 2,120人減で 4,060万 8,596 円の減、一人一日当たり 1 円減で 2 万 8,596円の減となっております。

2 目外来収益では、4 億 327万 2,756円で、前年度比 5.6%の減となっております。内容につきましては、患者数 1 万 6,365人減で 8,392万 4,598円の減、一人一日当たり 896円の増で 5,996万 1,216円の増となっております。

3 目その他医業収益では、4,630万 5,227円で、前年度対比 6.1%の減となっております。内容につきましては、一般検診及び予防接種など公衆衛生活動で 323万 5,383 円、その他医業収益で38万 6,913円の減となったものであります。

次に、2 項 1 目受取利息及び配当金では、416円で、預金利息の減であります。

2 目患者外給食収益では、247万 8,670円で、前年度対比18.9%の減で、職員用給食の減であります。

3 目その他医業外収益では、1,164万 5,253円で、前年度対比85.3%の減で、受取保険金の減が主な内容であります。

4 目他会計補助金では、2 億 6,163万円で、前年度対比12.3%の減で、一般会計からの補助金 3,665万円の減であります。このうち 3,550万円は資本的収入の補助金へ振り替え、企業債償還金へ充当しました。

5 目雑収益では、54万 4,360円で、前年度対比 6.4%の減であります。

次に、支出でございます。

1 款 1 項 1 目給与費では、8 億 4,520万 4,064円で、前年度対比 7.7%の減で、内容につきましては、給与の減額改定及び医師、看護師、事務職員の退職に伴う減であります。

2 目材料費では、2 億 184万 8,472円で、前年度対比17.3%の減であります。内容であります。薬品費で 2,421万 4,764円、給食業務委託に伴う材料費 1,863万 6,854 円がそれぞれ減となっております。

3 目経費では、2 億 2,651万 4,428円で、前年度対比14.3%の減であります。内容につきましては、記載のとおりであります。旅費交通費で 116万 7,409円の増、出張医の旅費であります。消耗備品費で 192万 2,179円の増、給食業務委託料で 4,966万 5,427円の増、医療過誤に係る賠償金 7,200万円の減が主な内容であります。

4 目減価償却費では、8,868万 4,958円で、前年度対比 0.4%の増であり、内容

につきましては記載のとおりであります。

5目資産減耗費では、89万 1,064円で、前年度対比38.1%の増であります。内容につきましては、記載のとおりであります。

6目研究研修費では、620万 6,633円で、前年度対比22.1%の増であり、内容につきましては、医療技術員の研修旅費の増であります。

2項1目支払利息及び企業債取扱諸費では、9,570万 5,272円で、前年度対比2.9%の増であり、内容につきましては記載のとおりであります。

2目患者外給食材料費は、給食業務の委託により、予算の執行はありません。

3目医療技術員確保対策費では、366万 5,511円で、前年度対比29%の減であり、内容につきましては、顧問料及び食糧費等の減であります。

4目雑損費では、1,121万 4,361円で、前年度対比5.5%の減であります。内容については、記載のとおりであります。

5目繰延勘定償却では、432万 8,000円で、前年度同額であります。内容につきましては、記載のとおりであります。

恐れ入りますが、決算書の13ページにお戻り願います。

13ページ、4、会計の(1)は企業債の概況、(2)は一時借入金の概況、14ページ、(3)は議会の議決を経なければ流用できない経費の決算についての内容であります。記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

15ページから18ページは収益的費用明細書であります。内容につきましては記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

19ページは固定資産明細書、20ページは企業債明細書、いずれも記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

以上、大変簡単な説明ではありますが、認定第2号 平成15年度厚岸町病院事業会計決算の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

議長

次に、監査委員に対し、監査結果の意見を求めます。

監査委員。

監査委員

ただいま上程されました平成15年度厚岸町水道事業会計及び病院事業会計につきまして、決算審査に付されましたので、その概要を申し上げます。

なお、金額につきましては、消費税及び地方消費税込みの額で申し上げます。

初めに、水道事業会計より申し上げます。

第3条予算の収益的収入及び支出であります。収入では2億5,108万2,471円で、支出は2億4,072万7,345円となり、差し引き1,035万5,126円が当年度の純利益となっております。

次に、第4条予算の資本的収入及び支出であります。収入の1億705万3,566円に對しまして、支出は1億9,001万7,251円となり、差し引き8,296万3,685円の収入不足となります。不足する額については、過年度分損益勘定留保資金と当年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填処理をしております。

続きまして、病院事業会計について申し上げます。

第3条予算の収益的収入及び支出であります。収入は12億7,582万4,329円に對しまして、支出は14億8,123万6,895円となりまして、差し引き2億541万2,566円の赤字決算となっております。

次に、第4条予算の資本的収入及び支出であります。収入は4,631万8,000円で、支出は1億2,102万3,580円となり、差し引き7,470万5,580円の収入不足が生じましたが、この不足額につきましては、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填処理をしているところでございます。

以上、平成15年度の水道事業会計及び病院事業会計の決算について概要を申し述べたわけでございますけれども、地方公営企業法第30条第2項に基づき、町長より審査に付されました平成15年度厚岸町水道事業会計決算並びに病院事業会計決算にかかわる各諸帳簿は、いずれも関係法令に準拠して作成され、また表示された金額についても誤りがないと認められたわけでございます。

なお、水道事業につきましては、これからも水需要の多様化に即応できるように、老朽施設の整備を初め、水質の高度処理方法研究など、水の安定供給や耐震対策等の施設整備など、効率的な事業運営と住民サービスの向上に鋭意努力されることを期待するものであります。

また、病院事業につきましては、経営は今まで以上に厳しい状況にあるわけですが、地域住民に信頼される基幹病院として、町民が安心して医療を受けられるよう医師の体制確保に努め、より質の高いサービス医療と町民の健康を守る公

	<p>的病院として、なお一層町民の信頼を得るよう、これからも経営に鋭意努力されま すよう期待をいたしまして、口頭報告といたします。</p>	
議 長	<p>本2件の審査方法についてお諮りいたします。</p> <p>本2件の審査については、議長並びに議会選出監査委員を除く15名の委員をもつ て構成する企業会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査す ることにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>	
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本2件の審査については、議長並びに議会選出監査委員を除く15名の委 員をもって構成する企業会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中 に審査することに決定しました。</p> <p>本会議を休憩いたします。</p>	<p>休憩時刻 12時00分</p>
議 長	<p>本会議を再開いたします。</p> <p>昼食のため休憩いたします。再開は午後1時とします。</p>	<p>再開時刻 12時03分 休憩時刻 12時03分</p>
議 長	<p>本会議を再開いたします。</p>	<p>再開時刻 13時00分</p>
議 長	<p>日程第13、これより一般質問を行います。</p> <p>質問は通告順によって行っていただきます。</p> <p>初めに、13番、菊池議員の一般質問を行います。</p> <p>13番、菊池議員。</p>	
13 番	<p>第3回定例会に当たり、さきに通告いたしておりました2項目5点について一般 質問をいたします。理事者の明確な答弁を求めるところであります。</p> <p>今、社会は地方の時代を迎えて、地域ごとに自己決定・自己責任体制を構築する ことが求められており、第27次地方制度調査会における「今後の地方自治制度のあ り方について」の中間報告にも示されておりますように、地域の住民が地域の行政 や経営に対して主体的に取り組むという住民自治と、地域の独自性と自立性が確保 されるという団体自治の確立をしていくことが肝要であるという提言を踏まえて、 このたびの地域懇談会はこういう面にも配慮した内容説明を取り入れたことを高く</p>	

評価するところでありますが、逐次ご質問いたしたいと思います。

まず第1項目めは、このたび厚岸町内各地で開催されました「まちづくり地域懇談会」についてであります。町理事者の皆様には、職務とはいえ長期間にわたり町内各32自治会訪問に、ご説明に携わり、大変ご苦労さまでございました。心から厚く敬意を表する次第であります。

それでは、この「まちづくり地域懇談会」の所感についてお伺いしたいと思います。

1点目は、総括として、懇談会を終えて、町民の参加状況、懇談会の進め方における内容の成果についてお示しいただきたいと存じます。

2点目は、「協働のまちづくり」ということについての厚岸町民の受けとめ方、理解度はどう判断しておるでしょうか。所感をお願いいたします。

3点目は、要望事項、あるいは共通課題としてどういう事柄が挙げられておりましたでしょうか、お示しをいただきたいのであります。

次に、2項目めは、若狭町長の1期目の任期終盤を迎えての成果及び反省点等について伺います。

1点目は、各年度執行方針とその達成度合い等をお聞かせください。

2点目は、任期後半の意向と抱負についてお示しいただきたいのであります。

以上で、第1回目の質問といたします。

議 長
町 長

町長。

13番、菊池議員のご質問にお答えをいたします。

まず初めに、まちづくり地域懇談会の参加状況及び懇談内容の成果についてのご質問であります。従来のまちづくり地域懇談会については、各地域を15カ所程度にまとめて行ってまいりましたが、今回は自治会区域ごとの開催を基本とし、29カ所で行いました。参加人数は、前回、平成14年度の270人に対し、約1.6倍の433人でありました。とりわけ市街地域での参加が約2.7倍の272人と大幅な伸びとなりました。

懇談の進め方としては、おおむね1時間30分から2時間の間で時間を区切りながら、町からの情報提供として、町が進める協働のまちづくり、厳しさを増す町財政の状況、合併問題の報告の3つのテーマを担当課長に説明をさせ、その内容に伴う質疑をいただき、その後、地域から出されている要望や町政全般についての意見交

換を行いました。

懇談内容の成果としては、自治会ごとの狭い単位で懇談会を行うことにより、より集まりやすくなるとともに、各地域で責任を持った取り組みや、私と直接対話することにより、町民の皆さんとの距離も縮めることができたものと考えています。

また、私が進めているまちづくりの手法と、町の重要課題である財政と合併問題について、行政の専門用語も多く、大変難しい内容の提起でありましたが、参加された町民の皆さんと率直な意見交換が行えたと感じております。

次に、協働のまちづくりについての町民の受けとめ方、理解度についてのご質問であります。平成12年4月に地方分権一括法が施行され、市町村がみずからの責任と判断で行政施策、サービスの内容を決定し、実施していくという地方分権が現実のものになりつつあります。また、本格的な少子高齢社会が到来し、市町村が提供するサービスの内容の充実が求められる中で、その水準を確保することが大きな課題になっております。さらに、国・地方を通じて極めて厳しい財政状況にある中、国・地方とも、より一層簡素で効率的な行政運営が求められております。

こうした情勢を背景に、市町村運営も、従来型の行政主導によるまちづくりから、住民、自治会、各種の住民組織、民間事業者、行政の各主体が対等な立場で連携し、問題解決に当たるという手法がますます重要になっております。そのため、さきのまちづくり地域懇談会において、町内外の先進事例などの紹介を交えて、「協働のまちづくりとは」と題し、その考え方を説明したところであります。

出席者からは、その地域における実践例の紹介や具体的な提案などもあり、一定の理解が得られたものと判断しておりますが、高齢社会における担い手確保や町民の意識改革の難しさを指摘する意見や、財政危機を回避する方法として町民に押しつけられては困るという厳しい指摘もありました。

私は、こうした意見や指摘を真摯に受けとめながら、住民との合意形成の過程を重視し、町民との協働、役割分担の見直しを含めたまちづくりを展開するため、職員のより一層の意識改革、町民との情報共有、町民の参加を促すための学習や意見交換の場の提供などの課題と積極的に取り組みながら、協働のまちづくりを粘り強く進めていきたいと考えております。

次に、要望事項や共通課題の主な事柄についてのご質問であります。地域からの要望事項は23の自治会から提出されましたが、大まかに分類すると、生活環境関

係65件、産業振興関係9件、保健福祉関係1件、教育関係で2件、地域コミュニティー関係11件、市町村合併関係1件、全体では89件に上るものとなっています。

各地域が抱える課題はさまざまありますが、全町的には道路整備の要望が34件と一番多く、続いて防犯灯や街路灯の整備が10件、コミュニティー施設の新築や改修が8件、漁港・海岸整備が8件となっており、複数の地域において抱える主な課題となっております。

これらの要望については、役場が直接できるものや緊急度を増す案件は、その場での即時対応や持ち帰って対応の指示をしているところではありますが、ご存じのとおり、地方交付税や国庫負担金、補助金の削減が先行される一方、地方への財源の移譲は先送りされたことにより、町財政も非常に逼迫している中で、地域の要望を満たすことができないのが現状であります。

しかしながら、このような厳しい財政状況であっても、緊急の重要施策として真龍小学校の改築、ごみ最終処理場の建設などを抱えておりますが、有利な国及び北海道などの財源を確保しながら、3カ年実施計画の中に位置づけて進めていきたいと考えています。

続いて、お尋ねの2点目は、私の町政1期目の任期後半を迎えての成果及び反省点についてであります。

まず、各年度執行方針の達成度合いについてであります。私が初めて担当した平成14年度から今年度までの3カ年を振り返り、お答えをさせていただきます。

町政執行方針は、町政に臨む基本姿勢と主要な施策の推進の2本立てになっておりますので、まず町政に臨む基本姿勢から申し上げます。

この3年間は、危機的状況に陥った財政の待ったなしの改革、時代の変化と住民ニーズに応じた機構改革による組織の改編と町職員の資質の向上、行政と町民の従来の役割分担を見直す協働によるまちづくりの推進、政策の選択と予算の重点化、市町村合併への対応と町民への情報提供などを掲げて行政運営に当たってまいりました。

その結果、財政につきましては、平成14年度から第1次財政運営基本方針に基づく改革を確実に実行し、成果を上げてまいりましたが、国の三位一体改革は地方交付税や補助金の削減だけが先行したため、その基本方針は平成16年度の終期を待たずして見直しを迫られましたが、機敏な対応により平成16年4月から第2次財政運

営基本方針をスタートさせ、さらなる改革を断行し、持続的で安定した財政運営を取り戻すことに全身全霊を傾けてまいりました。

また、地方分権にふさわしい自主・自立の行政運営、町民との協働によるまちづくりを推進するため、平成14年10月には、時代の変化と町民ニーズに応じた効率的で効果的な行政組織体制に再編したほか、町職員との直接対話の積み重ねや日常の研修により職員の意識改革に力を注ぎ、私のまちづくり方針に的確に対応できる組織体制ができ上がったと考えております。

一方で、従来型の行政主導によるまちづくりから協働のまちづくりへと町民の意識改革も必要なことから、本年、町内29カ所で実施したまちづくり地域懇談会では、協働のまちづくりについて問題の提起や意見交換などに多くの時間を割いたところでもあります。

市町村合併の対応につきましては、権限や事務が増大する一方、人口は減少し、さらなる少子高齢社会が進行する中で、地方自治の使命と責任を果たすためには、市町村合併は避けて通れない課題と考え、近隣自治体と研究協議を続けてまいりましたが、努力のいかにもなく現在に至っても合併協議を行う条件が整わずして今日を迎えていることは大変残念であります。

次に、主要な施策の推進についてであります。

ここでは、第4期厚岸町総合計画の5本の柱に沿って、当初予算に計上した、または補正予算での計上を予定している主要な事務事業について記述しております。

事務事業全体について達成度を数値化してはかる手段は持ち合わせておりませんので、投資的事業の計画に対する実施率のみを紹介させていただきますが、平成14年度においては、計画件数 149件に対し、実施件数が 144件で、実施率は96.6%、平成15年度においては、計画件数 138件に対し、実施件数が 135件で、実施率は97.8%になっております。

事業計画件数に対する当該年度の実施率が高いのは、予算との乖離をなくする調整を行っているためであり、投資的事業の実施件数は、本年度の推計も含め、平成14年度と16年度の比較では39件、約27%も減少しており、国からの地方交付税などの急激な減少により事業を厳選した結果、社会資本整備にも十分な対策を講ずることができなかったことが、ここにあらわれております。

また、町民生活に直接関係する国民健康保険税の税率引き上げを初め、長年据え

置かれてきた各種使用料や手数料の値上げ、敬老年金など老人福祉制度の見直しなどにより、町民の負担増にまで手をつけざるを得なかったことも、まことに残念な結果として受けとめております。

こうして見ますと、大変重要で困難な課題を多く抱えながら、常に先見の目を持ちながら、その課題解決に真っ正面から取り組み、職員と一丸になって歩んでまいりましたが、変革の時代にあって今日段階では必ずしも十分な成果が得られていない行政課題も残っております。

しかしながら、町政執行の方針や考え方及び取り組みの姿勢については、おおむね町民の理解を得ることができたと考えておりますし、これまでの蓄積は必ずや今後の行政運営に大きな財産になるものと確信しているところでございます。

最後に、任期後半の意向と抱負についてのご質問にお答えいたします。

私は、平成17年度予算編成に向けて、徹底した内部改革により、むだを排し、事務事業評価に基づく事業の厳選や重点化に意を配するとともに、役場組織のスリム化、効率化を展望した組織機構の改革にも取り組みたいと考えております。

今後とも厳しい財政状況は十分に受け入れつつも、町民の希望の芽をしっかりと守り育てることを常に念頭に置き、時代に適応した柔軟で活力ある行政運営に引き続き努力してまいる所存であります。

以上でございます。

議 長
13 番

13番、菊池議員。

いろいろと私の質問にお答えをいただきました。

まちづくり地域懇談会の内容につきましては、町が進める協働のまちづくりとはが1つ、2つ目に自主・自立の町財政の確立に向けて町の財政状況、3つ目に合併問題に関する情報、取り組み経過、4つ目に自治会要望への回答、5つ目にまちづくり全般についての意見交換というようなふうに展開しておりましたけれども、各地域での町民の集まりぐあいというか、参加率は前年比向上しているということでございますけれども、全体的に見ましても433人。まだまだ人口に比較すると参加率は、出席率は低調であるということは確かなようでございます。開催時期、昆布時期、サンマ時期にぶつかっているのか、あるいはテーマの件についてのおもしろみというか、町民の取り組みと合っているかどうかの問題もあるでしょうけれども、一応参加率から見ると余りよくなかったような感じが受けられます。

町が進める協働のまちづくりについては、第27次地方制度調査会の「今後の地方自治制度のあり方について」の中間報告にも書いてあるとおりの素案でありまして、町独自の案ではないので新鮮味に欠けると私は考えます。つまり、まちづくりに当たって、方法論ではこれを参考にしてよいですが、新町長としての手腕、あるいはまちづくり推進課としてのオリジナル性のあるユニークな案が要求されると考えるが、いかがでしょうか。

要望事項あるいは共通課題の主な事柄は、いろいろ示されておりましたけれども、私の聞きたいことは、共通意識としてどういうことが今、挙げられているか。例えば、1つに合併問題を注目しているとか、町の財政を気にしている、役場のいろいろなあり方や行政などについて、国定公園化と農林漁業について、景気、雇用、まちづくり、あるいは不満なことを要望する点が多かったとか、医療、福祉、年金問題を注目しているとか、学校関係、教育問題、今、説明する協働のまちづくりについて、あるいは生活上のインフラ問題、これらの点の中のどういう点に注目されているかという点。先ほど大まかに説明していただきましたけれども、こういうふうには細目にわたった場合においてはどういう点を要望されているかということを、共通課題ですね、そういう点をもう少し詳しくお示ししたいと思います。

それから、協働のまちづくりへの町民の受けとめ方、理解度はどう判断しているかという点についてであります。キョウドウとは、共の「共同」と、協同組合の「協同」と、新しく出てきた言葉に、協同組合の協同に働くということで、ただいま「協働」という言葉が出てきているところでございますが、もう少しわかりやすく簡明にお答えいただきたいと思います。

キョウドウについては、プリント説明にありますけれども、ある国語辞典では、「共同」とは、2人以上の人が仕事を一緒にすること。歩調をとる。2人以上の人が同資格・同条件で関係すること。協同組合の「協同」の場合は、2人以上の人が力を合わせて仕事をする。そして、3つ目の協力の「協」に「働く」というものについては、一つの目的を達成するために各部分やメンバーが補完、協力し合うこととあります。

厚岸町の協働の場合、例えば今まで行ってきたものを教えてみてください。これから行うものについて、例えば多目的広場の計画だとか、町民花火大会だとかがあるんですが、今までに行ったもの、またこれから行おうとするものについて、若干分

けながらお示しいただきたいと思います。

最近の自治体の行政文書に定義づけているものに、協働とは、市民、議会、行政がそれぞれの責任のもとで、ともに考え協力することと定義づけているようですが、ある学者は驚いています。

8月初旬、東京で行われた自治基本条例をめぐる研究会議の後の交流の場で、協働をめぐる白熱の議論が非常に興味的だったということが「自治時報」で出ておりました。協力とか協調とか参加という普通の言葉を使わずに、特別な意味があると思うのだが、この先生は、私はいまだ理解できずにいるということでございます。

パートナーシップ、要はみんなで仲よくということでございますけれども、市民と自治体の関係をこんなあいまいな言葉で表現してよいのかどうかということで、とにかく意味、内容が不明なのだから、協働というなら、政策や事業に即してこれが協働だと具体的な内容を示すべきであるということであった。

具体性なき協働の吹聴は、行政の対市民リップサービスにとどまらず、行政による市民管理、行政の責任放棄につながるというきつい意見もあるということで、北大の神原先生は書いておりましたけれども、私の言いたいのは、要するに先ほども申し上げましたけれども、町独自の厚岸プランというか、若狭プランというものを期待するところであります。

それから、任期後半の意向関係及び抱負についてでございますけれども、各年度の執行方針とその達成度合い等について報告をいただきながら、ただいま説明を受けたわけでございますが、立起の際の決意の中、またあるいは町長の就任時には、21世紀は必ず農林水産業の町、食糧生産基地・厚岸町時代になるということを誇りに、まず大まかに、中心市街地活性化、少子高齢化問題、環境問題、教育政策など、この4つの問題を提起しまして、公約を10点ほど述べておりますね。多くの課題に先見性をもって積極的に取り組み、町が発展するように全力を傾注すると前置きし、活力、魅力、総意、調和のまちづくりを目指して、重点10項目挙げておられました。

その内容は、1つに厚岸町型の食糧基地づくり、2つ目に中心市街地の活性化と魅力あふれる観光の振興、3つ目に環境に優しい厚岸の実現、4つ目に福祉社会の建設、5つ目に女性が活躍できる社会の実現、6つ目に人づくり、7つ目に安全・安心の町、8つ目に健康保養型施設厚岸ユウラクプランの研究、9つ目に自主・自立の厚岸を目指し、研修、研究、交流を積極的に進める。まとめとして最後に、10

番目に信頼の行政を進めるという大きな重点目標、いわゆる公約を挙げておられました。

その達成度やいかにかということなんでございますけれども、こういう点を総合して町長もう少し、この3年半を記憶をもとに自分自身どう判断されますか。もう一度お示しいただきたいと思います。

2回目の質問を終わります。

議 長
町 長

町長。

お答えをさせていただきます。

まず、まちづくり地域懇談会の件であります。今回の懇談会は、住民参加を中心として多くの方々が参加できる方法を考えながら手法をとったわけであり。その第1点は、先ほど答弁いたしました。去る6月29日から9月6日までの間の29カ所で行うことができました。自治会単位を考慮したからであります。さらにはまた、日程等につきましても、各自治会と前もって日程の打ち合わせをしながら、参加しやすい日を決定させていただきました。

もう一つは、今までと違う管理者の出席であります、参加であります。今までのまちづくり地域懇談会といえますのは、その地域に関係のある課長しか出席しませんでした。例えば、農村地域でありますと、水産課長は直接には関係がないわけがあります。さらにはまた、水産部門においては反対に農政課長が必要でないということでありましたが、私といたしましては、今の時代、地域住民の意見をその意思決定に反映していくためにはどうしたらいいかという地方分権時代の中で最も大事である、それを通して地域づくりの施策をいかによりよきものへと充実させていくか、真剣な取り組みを行っていかなければならないという考えのもとで、全課長を出席、参加をさせたわけであり。

しかしながら、ご指摘がございました、参加数が少ないのでなからうかということでもあります。実は内心、私自身も、今の時代、やはり町民と直接対話を交わす中で町政に反映することが大事であるという気持ちもあり、多くの方々の参加を期待しておったわけであり。しかし、前回から見ますと増加をいたしておりますが、主催者の私といたしましては、もっともっとこのまちづくり地域懇談会に多くの町民が期待をし、参加をいただきたい、そのように思っておるわけでございます。今後のもっともっと参加しやすい方法はどうか、この点については、2年に

1回の開催でありますので、次回の考え方として検討する必要があるのではなかろうか、そのように考えておるわけであります。

あと、共通な課題であります。先ほど申し上げましたとおり、地域性があるわけであります。しかしながら、それぞれの地域課題と申しますのは、郷土愛に燃えた将来の21世紀の厚岸の発展を願うそれぞれの地域からの要望であり、私といたしましては真摯に受けとめながら今後の町政へ反映してまいりたい、そのようにも考えておるわけであります。

次に、協働のまちづくりであります。

菊池議員もご承知のことかと思えます。まず私は、平成13年7月13日に町長に就任をさせていただきました。私が町長の就任あいさつに当たっての臨時会における町政の基本方針の中で第一に挙げたのが、町民との協働を目指した行政運営の実現であります。

キョウドウということについては、菊池議員からご指摘がございましたとおり、一口に言っても、共同募金の「共同」、さらにはまた組合の「協同」、それから今回の「協働」という多様な言葉があるわけであります。この協働と申しますのは、自治体ではこのような字を書くわけであります。

しかしながら、町長として協働とはどういうことか。すなわち、まちづくりは行政、役場に任せておけばいいんだということが、これまでは当たり前であった。しかし、今日の財政の危機的な状況や社会経済環境が大きな変革を見せる中であって、もはや行政だけでは対応し切れなくなっている現状を踏まえるならば、住民と行政、役場がお互いの知恵や力を出し合い地域の課題に取り組んでいこう、そういう考え方であります。

私は、今日、協働のまちづくりを掲げて町民にお訴えをいたす以前の問題として、議会においてもいろいろご論議いたしましたが、私はまず町民に協働のまちづくりをお願いする以前は、やはり町職員の意識改革が必要であるというふうに考えました。

私は、町職員の意識改革については徹底させていただきました。しかしながら、町民から見ますならば、まだまだ町職員の意識改革が100%だというまではいっていないかと思えますが、私から見ますならば、ある程度の意識改革ができておるのではなかろうか、そのように考えております。

その次に、役場組織の改革であります。その次に来るのが、今、協働のまちづくりをお願いしております町民の意識改革でございます。

そういうことで3年間過ぎたわけではありますが、私はその機運が高まっておると認識をいたしております。大変うれしく思っておるわけであります。

具体的にお話しいたしますと、町民の手づくりで行われた昨年の町民花火大会の開催における実行委員会を組織しての実施及び経費の負担であります。さらにはまた、町外からも注目を集めておられます町のイベント面の活性化としての夏まつりの実行委員会の取り組みであります。さらにはまた、自治会活動による物品保管庫やパークゴルフ場建設経費の負担であります。さらにはまた、集会所建設要望に対する維持管理経費の町費によらない負担などであります。このように町民みずからまちづくりに参画してくるなどの新しいまちづくりの動きが確実にあらわれてきていると思っておるわけであります。

以上、協働についての答弁をさせていただきました。

最後に、若狭町長としての町政に取り組む姿勢であります。

平成12年、地方分権一括法案が成立をいたしまして、中央から地方、官から民へ政治も大きくうねりを出しながら変わってきておるわけであります。当然、行政運営も大きく変わるわけでありまして、私といたしましては、21世紀のまちづくり、行財政厳しい中ではありますが、ますます町長としての果たす使命と責任、大きなものがあると思っておるわけであります。

今後とも町民の負託にこたえるために、また議会ともども21世紀の新しいまちづくりに邁進をさせていただきたい。この1年間、しっかりと町長としての責任を果たしてまいりたい、かように考えておるわけであります。

(「協働のまちづくりについての今までに行ったもの、これから行おうとするものの答え。もう少し詳しく」の声あり)

まちづくり推進課長。

協働のまちづくりにつきまして、今日まで行ってきたもの、あるいはこれから行う可能性のあるものということでございますが、今日まで行ってきたものは数たくさんございます。それを協働という言葉で今まで表現していなかったという面もありますけれども、例えば町をきれいにするための労力奉仕活動などは協働の取り組みとして位置づけられると思います。さらには、今、町長からお話がありました、

議 長
まちづくり
推進課長

イベントを新たにつくって町を活性化する、これも協働というふうに位置づけをされることができると思います。それから、町政に対する意見交換を行う場としての経営改革推進委員会などという、こういう組織化についても協働の取り組みの一環というふうに位置づけることができると思います。

さらには、公的サービスを民間委託ということをこれまでもやってきましたけれども、こういった公的サービスを行政以外のほかのセクターと連携をしながら取り進めるということにつきましても、協働の取り組みという位置づけができるのではないかというふうに思っております。

しかし、今日までこれを余り意識せずに来ましたから、改めて協働という言葉で今後何ができるかということを考えてみますと、例えば社会資本整備における初期段階から、最初の段階から計画づくりに住民が加わると。住民のニーズあるいは行政で行おうとしている行政目的、こういったものを連携をしながら合わせていくと、気持ちを一致させていくということは、今後の協働の形として非常に重要であろうというふうに思っておりますし、さらには、これから行政課題としてはその比重が増してまいります高齢者福祉問題、こういった施策について、どこがどのように分担するのが最も町民にとって幸せなのかという議論の中から適正な担い手を探していく、あるいは今までの担い手を見直しする中で分担をしていくというふうなことが、これからの協働のあり方として重要なんだろうというふうに思っておりますし、そういう新たな行政サービスに対応する受け皿、これも今までは個人、グループ、あるいは自治会という町内会組織が大きな役割を果たしてきましたけれども、それに加えて、特定課題に対してはある程度専門的な知識を持って公的サービスを担うことのできる非営利特定団体といいますか、NPOなどという、こういった団体の育成というのも非常に重要なんだろうというふうに思いますし、さらには民間委託ということにつきましても、いま一度、行政と民間との仕事の分担といいますか、こういったことについての見直し、あるいは意見交換、そういった中で仕事のやり方を見直していく、分担を見直していくということが必要なんだろうというふうに思います。

その背景は、地方分権になりまして、我々市町村におりてくる権限や事務が大幅にふえているという実態。さらには、今検討されております道州制などという、これも地方分権の一形態でありますけれども、そういった中でも多くの、ほとんどの

権限や事務が市町村におろされるというような計画になってきております。そういったことに対応するために、そういうトータルとしての公的サービスを今まで役場がやってきたものを、ほかのセクターでやっていただくという、こういう連携を考えていかなければ将来の行政運営が成り立たなくなるのではないかとということから、そういったことを背景にして協働の取り組みということの重要性が今、増しているんだというふうに考えております。

議 長

13番。

13 番

町長より参加率の問題、それから長のこれからの町の発展に関する反映論、協働のまちづくり、町長の果たす役割、これらについてお話をいただきまして、また、まちづくり推進課長からは種々説明をいただきました。

参加しやすい方法を検討するというところでございますね。それと、21世紀の厚岸町の発展、繁栄についてはしっかりと考えていくと。協働のまちづくりについては、行政だけではなく、住民と一体となって互いに知恵を出し合って取り組んでいくと。職員の意識改革も徹底していきたいと、こういうことでお話ありましたけれども、先ほど10項目の重点項目を私述べましたけれども、これらの点については詳しくその達成度合いについてはお話しいただけませんでしたけれども、今後において見直しを図って取捨選択をしていくのか、徐々に実行していくのか、財政状況に応じてローリングしていくのか、その辺を一応概要だけでもお示ししたいと思えます。

また、町民が望みをかけていること、つまり経営改革推進委員会のお話も出ましたけれども、経営推進委員会あるいは議会などの意見を参考に、財政に応じた、また道・国の配慮を仰ぎつつ、町のリーダーとしてしっかりと取り組んでいただきたいと思えます。

ちなみに、先ほど言っていましたけれども、独自の厚岸プランというか、若狭プランというものを期待するところでもありますけれども、まちづくり地域懇談会における財政状況、基金での急場しのぎ、予算がなくなったらどうする、それに合併問題、財源捻出プランなどいろいろ説明いただきましたけれども、道内の町村を見渡せば、例えば今までの町あるいは現状の町を例を挙げてみますと、ワインのまち池田町、ホタテのまち猿払村、西興部村の50億円貯金達成などの成功例があります。池田町は産業振興、猿払村は漁業振興、西興部村は健全財政づくり、3町村いずれ

も過疎、逼迫する財政、住民福祉等、山積する難問打開に取り組んだわけでございます。このように住民の目に見えるまちづくりを町民は期待していると考えます。

私の考える市民との協働のまちづくりは、厚岸は花と味覚と歴史の町をキャッチフレーズに町をPRしてきました。地元で生産されたものは地元で消費ということで地産地消という言葉がありますが、海のミルク・カキ、山のミルク・牛乳を組み合わせた題材で何かを全道・全国へ発信するとか、つまり基幹産業である漁業と酪農をドッキングして、花、桜の時期に厚岸のメインイベントを起こして、そしてさらにロングランを施し、先ほどの真のキャッチフレーズの町を実現するなど。また歴史上の人物をクローズアップし、友好都市、関係都市との経済交流や人的交流を図り、交流人口の増大と経済の活性化を図る。

先ほど、まちづくり推進課長からもお話ありましたけれども、若者の夏まつり、山車の共演も、地元を初めとして観光客を含め人が集まってくるので、たくさんのこの獅子舞をストーリーのあるイベントに育て上げるとか、床潭音頭のような地元の作品を地元の人たちが大切にしているので、地域に根差した歌と踊りをしっかりと育て上げ、例えば白糠の駒踊りのように課外学習に取り入れるなどと提案するけれども、さて取り組み意向はどういうふうに考えるでしょうか。

ざっと私、今述べましたけれども、それについてのお答えをいただきたいと思います。

西興部村のホームページを開いてみました。面積は 308平方キロメートル、人口 1,218 人（平成16年 3月31日現在）、世帯数 650世帯、主な産業は農業、漁業、村の予算26億 5,000万円、学校は小学校2の中学校1、医療機関は厚生診療所1、歯科治療所1、こういうようなことで大変小さなまちでございますけれども、いろいろな事業を展開しております。

中学生の海外研修プログラムやさまざまな福祉施設の建設、村に住宅を建てると100万円の補助金が得られるなどの村民サービスのPR、ちょっと見ただけでも相当いろいろな、お話をし切れないような行事、まちの取り組み、すごいですよ、これ。参考にさせていただきたいと思います。

こういう小さな村でも頑張っているんです、厚岸町も、先ほど私が申し上げました漁業、酪農、基幹産業を原点とした、もっと町のわかりやすい行政の取り組みを期待して、3回目の質問を終わります。

議 長
町 長

町長。

お答えをさせていただきます。

行政運営も大きく変わっております。国の施策においても、均衡ある地域の発展から地域の特色あるまちづくりへと変わっております。すなわち、まちづくりの自治体間競争というものが今日の掲げております行政運営であります。

そういう意味において、今、他のまちの例を述べられましたけれども、私も町長になる前に、ご指摘ございましたとおり、10の重点目標を掲げたわけでありまして。個々に申し上げますと、1つは厚岸町型食糧基地づくりと食文化の振興であります。2つ目は中心市街地の活性化と魅力あふれる観光の振興、3つ目は環境に優しい資源循環型のまちづくり、4つ目は健康と生きがいと心通う福祉社会のまちづくり、5つ目は女性が生き生きと活躍できる社会の実現、6つ目は創造性豊かな人づくり、7つ目は安全で安心して暮らせるまちづくり、8つ目は温泉などの健康保養型施設の開発調査、9つは研修、研究、交流の推進、すなわち町職員の意識改革であります。10は、町民から信頼される行政の確立であります。これは大きな項目であります。

先ほど最初の第1回目の答弁でお答えいたしました、その中での達成率については、ご承知のとおり97から98%ということに相なるわけでありまして。

私といたしましては、今日、行財政厳しい中でありますが、さきのまちづくり地域懇談会でも財政の厳しい現況をお話いたしました、説明の中では、その厳しさを乗り切って、よりよい厚岸町をつくるという成果を説明を申し上げたわけでありまして。

そういう意味において、協働のまちづくりも一つの事例でありますし、また個々に申し上げますと、やはり厚岸は漁業の町であります。おかげさまで、カキといたしましたなら厚岸、厚岸といたらカキと、カキがブランド化されたわけでありまして。そういう意味において、シングルシードカキについては、今、ネーミングを募集いたしましたし、間もなくネーミングを発表する段階に来ております。厚岸のカキはおいしい。シングルシードといっても、なかなか理解されないネーミングであります。そういう意味において、皆さん方から愛されるネーミングを決めてまいりたい、そして産業の振興を図ってまいりたい、そのように考えております。

もう一つは、観光であります。観光についても、私は厚岸道立自然公園を国定公

園に昇格をし、イメージアップを図りながら交流人口をふやしてまいりたい。そして、地域経済の活性化に大きくつなげていただきたいというふうに考えております。

それで、もう一つの大きな課題であります。先ほどの公約の中でも申し上げましたけれども、タラソセラピーの関係であります。議会の議決を得て、平成15年度の予算の中で調査をさせていただきました。それなりの必要性を感じておりますが、いかんせん財政のことを考えますと、タラソセラピーの事業が私の公約として実現できる状況には現段階ではないのでなかろうか、そのように考えております。

しかしながら、一方、公約でありますので、しかもまた高齢化社会の中で健康を維持するということは大事なことでありますので、健康保養施設としてのタラソセラピーの実現。今、事務局を通しながら財源の捻出等も考えておりますが、大変難しい状況にあるということだけはお話をさせていただきたいと思っておるわけでありまして。

いずれにいたしましても、自主・自立性を高め、厚岸町の実情や町民ニーズに合った個性的で多様な行政を効率的に展開していく考えであり、社会経済状況は目まぐるしい変革をして、ますます厳しさを増しております今日であります。基幹産業であります漁業、酪農の振興、高齢福祉対策や町民の健康づくり、環境対策、教育、特に人づくりについては、教育委員会と連携を図りながら厚岸町の再生の第一歩として重視してまいりたい、そのようにも考えておるわけでありまして。どうか町議会の皆さん方におかれましても、この点ご理解をいただきまして、今後とも温かいご支援、ご協力をお願いを申し上げるところでございます。

議長 以上で、菊池議員の一般質問を終わります。

次に、6番、佐藤議員の一般質問を行います。

6番、佐藤議員。

6番 平成16年、このたびの第3回定例会の一般質問に当たり、さきにご通告を申し上げておりました2点4項目につきまして、そのお考えをお伺いしたいと存じます。

最初に、町立病院の運営についてであります。本議会でもたびたび病院運営についての問題が提起され、さまざまな議論がなされております。ご承知のとおりであります。その議論の中心は、多くは医師確保の困難さから、その対策についてで

あり、今後とも町立病院を有する厚岸町として最大の課題の一つでもあろうかと思
います。

そこで、今年度からの新研修医制度により臨床研修が必修化され、2カ年で内科、
外科、小児科等7科目の臨床研修が義務化されたとお聞きをいたしました。従来か
ら大学病院の医局を中心に医師の確保や派遣により地域の医療の中核となる町立病
院を運営している町村にとって、ますますその医師の確保が困難になるのではない
かと危惧をいたしております。

道内の市町村の病院でも、今年度に入り大学病院からの派遣医が打ち切られたと
の新聞報道も目にいたしております。当然のことながら派遣する大学病院の医局も
2年間医師が入らないわけでありますから、結果として大学病院自体も医師不足と
なるからと思われます。

この臨床研修の必修化は、今日の総合医療というさまざまなニーズに対応するた
めとも考えられますが、従来でも町立病院の医師確保に町長を先頭に病院関係者が
鋭意努力されており、一町民として心から感謝をいたしたいと思いますが、このこ
とで今まで以上に医師の確保が困難になるのではと考えた一人であります。

今までの医師確保対策を含め、今後とも町民に安心して医療を受けていただくた
めの医師確保を新制度のもとでどう図っていかれるのか、お尋ねをいたしたいと思
います。

次に、在宅医療の関係であります。当町の特別養護老人ホーム心和園につきま
しても、入所定員があり、現在でも定員を上回る入所待ちの状況であります。現
実的には特養ホームを兼ねるのではないかと考えますが、町立病院にも療養型病床
を設置し、対応されております。完全な状況ではないと思われます。

そこで、在宅医療の充実であります。国は一昨年制度見直しで在院日数、い
わゆる入院日数であります。180日を超す患者の負担を月5万円増額をいたしま
した。このことは、家庭での介護が困難なためにいわゆる病院に入れる社会的入院
を減らすための措置であります。私は果たしてそれだけで必ずしも在院日数の短
縮にはつながらないのではないかと思います。

ちなみに、お聞きをいたしますと、町立病院の平均在院日数は50日弱と聞いてお
ります。民間病院では、その約半分ほどであります。町立病院としての性格上、他
の病院と一律に比較することはできないと思いますが、患者負担の軽減や病院運営

の面から、在宅でも十分な医療や介護が受けられる体制が必要ではないかと考えております。また、病院の運営上からの問題ばかりでなく、往診や訪問介護、あるいは在宅での介護が一体となることにより安心して自宅で療養ができ、社会的入院も減らすことが可能になるのではないのでしょうか。

私の記憶違いであれば恐縮に存じますが、本議会においての同僚議員との議論の中で病院事務長は、部内協議を進め、病院の経営上からも往診による診療体制を考えたいとのご答弁がありました。その後、この問題についてどう取り組んでおられるのか、お聞きをいたしたいと存じます。

次に、シングルシード「かき」養殖漁家に対する支援対策であります。冒頭、町長から行政報告がなされました。

私は、昨年の第4回定例会におきましても、シングルシードカキ生産漁家に対する支援策についてお伺いをいたしました。そのときも、湖内の結氷によるカキのへい死や、津波の引き潮による漁具の被害があったのであります。その中で、シングルシードの養殖技術の確立及び種苗推進期間の延長については、町長から、今後の推移を十分に見きわめ、着業者が不安を持つことのないよう前向きに検討させていただきたいとのご答弁をいただきました。また、被害相当額の種苗の無償提供につきましては、当時難しいとのお答えであったかと記憶をいたしております。

そこで、今回の種苗の大量死を受け、厚岸町として現在までどのような対応をされたのか、初めにお伺いをいたします。

災害による被害は別として、たび重なる稚貝や種苗の大量死を見るとき、シングルシードカキ養殖の技術が確立されていないことは明らかであります。私の前回の質問の際、答弁では、漁業者自身の養殖管理方法にばらつきがあり、へい死する率がかかなり違ってくるとのことから、養殖管理は漁業者自身の問題と答弁をされております。私なりに平たく解釈をいたしますと、一生懸命シングルシードカキ生産に取り組まれている方はへい死率が低く、あるいは少なく、へい死率の高い方は一生懸命取り組まれているから仕方がないと言っているようにも実は聞こえたのであります。今回のような大量死を受けても、そのような認識に果たして変わりはないのでしょうか。

これも前回質問で申し上げたこととありますが、養殖技術が確立されるまでの一定期間、支援対策を講じ、その効果を見ながらシングルシード方式の生産体制に希

望が持てる状況をつくってやるのが生産意欲につながるものとお話をいたしました。今回の種苗の大量死により私が一番心配するのは、着業者の生産意欲の低下であります。

現在でもカキ生産漁家のうち30%程度が取り組んでいるにすぎず、さらには、へい死等のリスクが大きいと、本格的に取り組んでいる漁業者はいまだ少ない現状であります。地域ブランド化を目指すこのシングルシードカキは、現在、国内唯一、他地域と差別できる真の地場産品であり、養殖技術が確立され、普及、拡大が図られればと心底願う者の一人であります。今回の大量死を受け、厚岸町として生産者の意欲低下とならないような支援対策を絶対に講じるべきと考え、そのことを強くご要望申し上げ、私の最初の質問とさせていただきます。

議 長
町 長

町長。

6番、佐藤議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の町立厚岸病院の運営について。

まず、臨床研修制度の実施に伴う今後の町立厚岸病院の医師確保のご質問ですが、本年度から実施されました臨床研修制度に伴う医師派遣の中止等の影響は、本年2月の新聞報道によりますと、道内97自治体病院のうち18の病院に及んでいると伝えられております。

この制度の趣旨は、新人医師の初期診療能力を高めるため2年以上の研修を義務づけたものであり、研修内容は、内科、外科、小児科、産婦人科、地域医療などを順番に研修を行うもので、これまでは細分化された専門医療に従事する医師の育成が主となっておりますが、厚岸町のような地域の病院では地域医療を学んだ家庭的な医師が一層求められることであり、この研修制度の目的に沿って研修を修了した多くの医師が各地域で診療に従事することを期待しているところであります。

しかし、この臨床研修制度の実施により、各大学の医局においては、新人医師などの指導に当たる医師の不足により、これをカバーするため、各地の病院に派遣されていた医師を各医局が呼び戻したことによるものであると考えております。このため、この制度が一定程度成熟するまで、各大学医局は指導医師及び大学病院の医師の確保のため、従前のように地域の要望に応じて医師を派遣することは困難な状況にあると思われれます。

こうした中であって、当町立病院においては、本年度より新たに札幌医科大学地

域医療総合医学講座より2名の医師派遣を受けたところであります。また、従来からの北海道大学医学部第一外科より2名の医師派遣も継続されておりますので、現段階においては影響はあらわれておりません。こうしたことから、札幌医大地域医療総合医学講座、さらに北大第一外科の各医局に対しては、医師派遣の協力を今後も継続いただけるよう最大限の要請を行ってまいりたいと考えております。

さらに、大学医局派遣だけでは必要医師数に不足するわけでありますから、医師募集に関する雑誌や町のホームページを活用し、一般公募を行っており、8月には応募があった医師との面接を行いましたが、採用までには至りませんでした。

いずれにいたしましても、私は、地域住民の健康と生命を守るためにも、町立病院の医師体制の確立は重要な課題であると認識をいたしておりますので、今後ともさまざまな機会を利用し、医師派遣の要請活動を行うと同時に、一般公募による医師の採用も行いながら医師確保を図っていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、在宅医療についてのご質問でございますが、町立病院では5月に病院内に在宅支援検討委員会を設置して検討を行ってきました。6月21日から7月16日までの4週間、60歳以上の外来患者に対し聞き取りのアンケートを実施し、156名の回答をいただきました。このアンケートの結果では、在宅支援事業を実施した場合、「ぜひ利用したい」と答えた方が30.76%、「前向きに検討したい」と答えた方が35.25%で、合わせて66%以上の方が在宅支援事業を望んでおられることが明らかになりました。病院では、この検討委員会の検討結果を受け、現在は在宅支援準備委員会に移行し、具体的な調査検討を行っているところであります。

在宅支援事業については、家庭内で介護を受けられている方が対象となり、患者の状態の定期的な診療と、介護されている家族に対する相談や介護指導が大変重要となることから、訪問対象として要介護認定4あるいは5の方を想定しております。

在宅支援事業を実施するに当たっては医師の確保が重要ですが、こうした中、12月で内科医1名が退職予定であり、3名の内科医師体制で在宅支援事業を実施することは極めて厳しい状況にあります。

ご質問の中に在宅医療の実施により入院日数の減少につながるのとことではありますが、当町では従前より施設介護を希望される傾向が強く、自宅で介護を受けられる家庭は極めて少ない状況にあり、すぐには入院日数の減少に結びつくもので

はないと考えております。これらの実態を十分に踏まえて今後さらに調査研究を進めて、前向きに在宅支援事業の実施検討を行ってまいりますので、ご理解を願います。

次に、2点目のシングルシード「かき」養殖漁家に対する支援対策についてお答えいたします。

まず、今回の種苗の大量死を受け、厚岸町として現在までの対応はとのお尋ねであります。さきの行政報告でも申し上げましたが、シングルシードカキがへい死をしている状況につきましては、生産者からの情報を受け、直ちに水産課職員が出向き、状況を確認し、さらには私自身、漁組職員、生産者とともに現場を視察いたしました。

8月10日には漁組のシングルシード養殖協議会に水産課職員が出席し、各生産者が管理している種苗の状況や意見について漁組とともに聞き取りをいたしました。その後、生産者の意見、さらには漁協としての考え方に基き町としての対応策を協議するとともに、引き続き、へい死状況の把握と原因究明に当たってまいったところであります。

現在までの状況であります。平成16年度産種苗出荷数 398万 2,000個のうち、へい死した数は88%に当たる 351万 6,000個に上っております。内訳といたしまして、37戸の生産者のうち、生残率が50%未満が33戸で、そのうち21戸の生産者は種苗のほとんどがへい死した状況であり、生残率が50%以上の生産者は4戸となっております。

大量死の原因としては、厚岸湖・厚岸湾漁場環境調査のデータでは水質に大きな変化がないだけに推測の域を脱しませんが、原因の一つとして現在考えられておりますのは、今年の夏は例年になく高温傾向が続き、気温の上昇、水温の上昇、少雨などの影響による水環境の変化や自然環境の変化によるものと思われませんが、生産者個々の管理方法や養殖場所など複合的な要因が絡んでいるものと推測されます。

気象的要因としては、平成11年度から15年度までの5年間における6月から8月までの3カ月間の平均と今年の夏を比較すると、降水量が極端に少なく、日照時間が例年の約2倍、平均気温も8月は15日現在で約3度高い状況にありました。

湖内の水温につきましては、漁場環境調査のデータによると、春から例年より高目に推移し始め、降水量が極端に少なかったこともあり、湖内4カ所の観測地点の

うち、場所によって8月の平均水温では平年を7度近く上回り、急激に上昇していたことも要因の一つと考えられます。

次に、養殖技術が必ずしも確立していない段階で、シングルシード「かき」生産には相当のリスクが伴う。今回のような被害を受けることにより、生産意欲の低下とならないような対策を講ずるべきであると考えがとのお尋ねであります。さきに行政報告で申し上げましたが、生産者といたしましては、今回の大量へい死は、自然相手とはいえ、これまで経験したことの無い夏場での大量へい死であり、多くの生産者の生産計画に大きな影響を及ぼす被害であったと考えております。

シングルシード方式による養殖方法は、いまだ年数も浅く、技術も完全に確立されていない状況にあり、したがって生産者には確かにリスクも大きいものと判断いたします。生産者は、平成14年以降、冷夏のもとでの養殖対応してまいりまして、生産者の中には冷夏でも一定程度養殖方法を確立させた生産者も年々増加し、明るい方向に向かっていただけに、今回の大量死は、これまでとは違い、高温、少雨、高水温での養殖対応に大きな課題を投げかけた結果となりました。

一方、今年の生産見通しは、平成14年度産と15年度産の一部が出荷できることから生産量は確保できますが、16年度産種苗が大量死したことによって、来年度以降の生産が現在のところ大幅に落ち込むことが予想されます。町では、漁組からの要望に対し、関係各課と協議を行い、来年の生産量が大幅に落ち込むことを考慮し、8月中旬から種苗の再生産を行うこととし、販売価格についても、漁組と毎年交わしている覚書によって、生産者の負担を考慮し、災害に準ずるものと判断し、半値で販売する方向で協議を取り進めております。

さらに、5月出荷分の要望に対しては、支払い期限の延長を認めるとともに、厚岸町カキ種苗センター条例施行規則第8条第2項の規定に基づき、災害に準ずるものと判断し、25%を減免する方向で協議を取り進めております。

また、同規則の附則で規定の平成14年度から3年間でシングルシード養殖技術確立及び種苗普及推進期間としての種苗単価の35%の減額措置につきましては、平成15年12月第4回定例会一般質問で佐藤議員からこの期間延長についての質問を受けておりますが、さらに今回の大量死に伴う生産者からの強い要請もあり、これを3年間延長する方向で検討しております。

以上、大量死の状況と今後の支援策につきまして申し上げましたが、生産者の多

議 長
6 番

くは今回の大量死の中で原因を特定できないまでも、気象条件のほかに養殖技術の面では、カキの成長を一定程度抑制させることが不足していたことなどが大量死の原因の一つとして考えられ、このことは平成14年度から漁組、釧路地区水産技術普及指導所、厚岸町の三者で行っているシングルシード養殖試験においても同様の傾向が見られております。

今後におきましても、防止対策を含め漁組と連携を図り、釧路地区水産技術普及指導所の協力を得ながら、可能な限り生産者に不安を与えないよう努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

6 番。

最初の病院の関係でありますけれども、病院の医師の定数は、どうなんでしょう、昨年あたりから現在までの医師の移動状況といいますかね。特に医師につきましては、一般の民間会社の社員というか、職員のように、1カ所に勤めたら長くその病院にいるということではなく、一定の期間で渡り歩くと言葉は悪いかもしれませんが、移動するわけですね。この町立病院の移動状況、先ほど答弁で町長の方からありました。12月にまた内科医師が1名退職予定であるということになっておりますので、そのことも含めて、医師の移動状況から見て、今後だんだん医師の確保については今まで以上に厳しくなるなど、そういう実感を肌で、現場で感じられるのかどうか、そのあたりもこの機会にお話をいただければありがたいなというふうに思います。

もちろんこの医師確保については、先ほど町長答弁にありましたように、相手のあることであり、また希望する医師と面接、面談の結果そぐわないということがあって、せっかく応募されても採用にまで至らないというようなことも現実問題としてあろうかと思えます。そんなことを見るとき、大変な苦勞を要するなというふうに思いますし、私どもの立場からしますと、ただただ町長を中心に関係者の皆さんにも期待するといっただけしかないのでありますけれども、先般たまたまテレビを見ておりましたら、大学病院の改革で小さな町から医者が消えると、こんなようなショッキングなタイトルのテレビ番組がありました。これはこの臨床研修の必修化というか、義務化によっての内容でありまして、全国の35%ぐらいの病院にこのことで影響があるんだというような内容でありました。特に、町立病院には診療科はあ

りませんけれども、小児科と婦人科、いわゆる子供と婦人の科が全国的にはなくなっていると、そんなようなお話でございました。

そんなことを聞いてからしばらくして、釧路の日赤病院に行く機会がございました。たしか5月か6月だったと思いますけれども、そうしましたら、大きく受付のところにお知らせというのがありまして、当院の産婦人科医師が1名、何月何日付をもって退職されることになりました。つきましては、今後の補充の予定がございませんので、年内に出産される方はうちの病院ではお引き受けできかねますと、あるいは自宅出産をしてくださいと、そんなような張り紙がありまして、全国病院である日赤病院がこんなことであれば、これは回り回って地方の病院は医者不足にますます拍車がかかるなど、そんなことで張り紙を見てきた記憶がございます。

したがって、前回、道新で連載されておりました地域医療の中でも記事になっておりましたけれども、病院求めてふるさとを後になんていう記事もありましたけれども、そんなことにならないように、この医師確保につきましては粘り強く対応していただきたい、今後とも従来にも増して対応していただきたい、そんなふうに希望いたしております。

次に、在宅医療の関係でありますけれども、このことばかりではありませんけれども、施設が足りない、だからつくるの繰り返しでは、これはもちろん財源ももちませんし、イタチごっこであります。したがって、最終的にはそういう状況を改善していくということが、やっぱり一番大事なことではないのかなというふうに思います。そんなことから、在宅であっても確かな医療あるいは確かな介護サービス、そんなものが受けやすいことが改善の第一歩になるのではないかなと、素人ながらそんなふうに考えるわけであります。

したがって、将来的に町立病院の医師の——私、往診と申し上げましたが、訪問診療というのが正しいかと思っておりますけれども、ここでは往診と申し上げたいと思っておりますけれども、医師の往診体制がかなうならば、その方向に向かうのも一つの方法ではないのかなというふうに思っておりますので、あえて質問をさせていただいた次第でございます。

今度は12月に退職されますので、また医師が不足をします。したがって、今、早急にそういう体制をつくるのは極めて厳しいという状況であるというご答弁がありましたけれども、数の問題ももちろんそうですし、規模の問題もそうですし、対象

者の問題ももちろんそうですけれども、昨日ですか、一昨日ですか、たまたま長野県のある村ですね、1,200人ぐらいの人口の村ですけれども、診療所で医師が1人というところをテレビで放映されていて、診察が終わってから、家で寝たきりだとか、病院に足がなくて来れないとか、いろいろな状況の方を往診をして歩くと、そういうテレビ番組がございました。ある程度そういう一定の人数を抱えた一定の規模の病院ということになれば、それぞれ個人の考え方だけではそういうことにはなりませんけれども、かえって1人の方がやりやすいという部分もあるかもしれませんが、やはり取り組む姿勢といいますか、取り組む考え方といいますか、そういうものによって、必ずしも人数の問題ばかりじゃなく、取り組める部分もあるのではないかなというような意味でテレビを見させていただいたところでもありますので、もちろんすべての医師の体制がそろって、そしてスタートできればいいわけですが、ぜひともそのことも将来に向けてより一層考えていただきたいというふうに思います。

それから、在宅医療の実施は入院日数の減少につながる云々というご答弁でございましたけれども、私は必ずしも入院日数が減少されるからいいんだということではなくて、人間といいますか、人としての本質的というか、本来の気持ちの上で果たしてどうなんだろうかなというふうなこともありましたので、この入院日数の減少という言葉につなげてお聞きをしたのであります。

これは現実の問題ですからお話ししていいかと思えますけれども、人間ですから必ず一度は死という現実と直面するわけでありましてけれども、例えば終末期といいますか、における医療というものをちょっと考えたときに、やっぱり大部分の人は、知らない病院あるいは、それも地元ではない、あるいは釧路の病院、あるいは札幌の病院でだれにも——だれにもみとられないことはないかもしれませんが、身内の方はいるかもしれませんが、亡くなる、死を迎えるというのはやはり不合理なんだろうと。個人に振り返って考えると、やっぱり住みなれたところ、あるいは今生活をしているところで最期を迎えたいというのが人間としての本当の気持ちではないのかなと。そんな思いとは裏腹に、現実にはやっぱり病院で亡くなる方が非常に多いというふうなことも言われております。

これも長野で恐縮ですけれども、北海道は自宅で亡くなる人が全国一低いんだそうです。そして、長野は全国一高い県だそうです。ちなみに、人口動態調査から見

ると、自宅で亡くなる人の率が北海道 8.4%に対して、長野は2倍以上の17.4%ということで、そういう数字も出ているそうでありますけれども、確かに家族の方も日々看護をしながら見るということも大変だなというふうには理解をするわけですが、こういう人として当たり前かというふうには理解をしますか、そんなことをかなえるためにも、ぜひ将来的にこの訪問診療、いわゆる往診体制を整えてほしいなど強く希望するものでございます。

それから、最後にシングルシード漁家に対する支援策でありますけれども、先ほどの1回目の質問で申し上げましたとおり、この養殖技術については、なかなか原因がわからない、特定し切れない状況とはいえ、やはり養殖技術が完全に確立されているとは思えないというのが私の実感であります。

それは、今回質問する都合がございまして、たまたま去年の一般質問の答弁を聞き直しておりましたら、くしくも去年の答弁で水産課長がそう答えたんですね。そのときには、これ1回目の答弁書が今回はないものですから、ずっと聞き逃してしまっただけですが、シングルシードカキの普及に関する考え方の中で養殖技術の確立が最も大切であるというふうに答えておられたんです、昨年。そういうことから考えても、やっぱり養殖技術はまだ確立されていないんだということでもありますので、今回のような原因不明のへい死というものに当たっても、なかなか原因が特定し切れないということだろうと思います。

先ほど町長から支援策、今年の春にお渡しをしたカキについては支払いの期間延長、それから25%の値引きの関係、それから普及推進期間の3カ年の延長という対策をお聞きをいたしました。ありがたいなというふうに思っておりますけれども、私はこの支援対策で一番大事なことは、いろいろな対策をするのでありますが、そのことが総体として、そういう支援、そういう応援をいただいたんだけれども、何としてもこういうようなリスクが大きい状態では取り扱っていけないといたしますか、対応していけないというような、意欲低下にならないかなというのが一番の心配であります。

今回も新聞を見ますと、1,000万個という秋種を今やっているんだというふうに新聞では報道されておりますけれども、果たしてそれでも37名の養殖漁家のうち、今回、急遽採苗している秋種については、その1,000万個のうち、春に390万個渡した、そのうちの数でどのぐらいの果たして申し込みが出ているのか。秋種は、冬

を越す経験がないだけに、恐らく生産者というか、漁業者は、それもまた様子を見る、あるいは二の足を踏む、そんなような状態になってきているのではないかなど心配しておりますので、もしおわかりいただければ、そのこともお話をいただきたいと思います。

それから、やはり生き物を育てるわけですから、何としても畑といいますか、山でいえば畑、海でいえば漁場ということになるんでしょうけれども、その漁場の確保というのが大切だと思うんですね。なかなか今、140戸ぐらいのカキの生産者のうち37戸、加えてその37戸のうち本当に一生懸命取り組んでいるのは10戸あるいは12戸だとすれば、全体から見るとやっぱり数が少ないんですね。いわゆるメジャーではないんですよ。だから、宮城産の稚貝なり、種を持ってきて養殖するというような今の生産者が多いわけです。その中で37戸ということになると、やはり少ないと。

そういう中で、今年、カキの中間育成施設、いわゆる延縄、100メートル換算で70基。これも事業効果の一番上に、シングルシードカキ養殖における漁場の確保と安定出荷の確保というのが一番最初に——最初に書いたのか、たまたま最初になったのか、一番力入れているから上に書いたのかよくわかりませんが、そういうことで書かれております。したがって、この原因究明、それから養殖技術そのものを確保するための研究はもちろんでありますけれども、あわせてこのシングルシードカキの漁場の確保に当たっても関係機関と十分な協議をしていただきたい、そういうことも改めてここでお考えをお聞きしたいと思います。

以上、2回目の質問です。

議 長
病 院
事務次長

病院事務次長。

ただいまお尋ねのありました医師の移動の状況についてお答えさせていただきます。

15年4月1日現在からでありますけれども、その時点では、公募で採用されました正職員の医師が3名と、北大の方の医局から派遣されてきました臨時の外科医が2人で、4月現在では5名の医師でスタートしております。

その公募で採用されておりました正職員の医師が12月に相次いで3名退職したことにより、12月末段階では、公募で採用されました医師2名と医局から派遣の臨時医師2名の4名体制になったわけでありまして。

病 院
事務次長

本年1月に新たに公募で1名の医師が採用され、10月にも内科医師1名採用されておりますから、内科医師が3名、そのほかに臨時の医局から派遣の外科医師が2名、1月段階では5名の状況であります。

本年4月になりまして、北大の第一外科から正職員の医師1名と臨時の医師1名の2名の医師派遣を受け、同時に札幌医科大学地域医療総合講座より2名の医師の派遣を受けまして、4月1日の段階で7名の医師体制を確保し、現在に至っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

(「医師の確保。医師の確保あったでしょう」の声あり)

医師確保の問題でありますけれども、12月で1名、既に退職予定となっております医師の後任についての確保の問題かと思っておりますが、非常に厳しい状況がありますが、これからも引き続き、公募を通じて、さまざまな形で採用に向けて努力をしていきたいというふうに思っております。

なお、訪問診療を行うに当たっての医師の問題あるいは医療体制の問題でありますけれども、地域の状況として広大な面積を有する厚岸町の中での訪問診療になるわけでありますから、そういった中での診療・訪問の体制づくりや、あるいは、まだ確立されておられませんけれども、こういった形を実施するに当たっての要綱づくり——といいますのは、この医師がいたからできた、今だからできたということではなくて、これを将来に続けていくためには、きちっとした要綱をつくっていかねばならないということも、今現在、準備委員会の中では議論されておまして、しからは、こういった形でこの要綱をつくっていくかということになってまいりますし、そのためには、対象者をどうしていくのか、あるいは実施に当たっての体制、もちろん医師の問題もありますし、看護師やスタッフの確立の問題もあると思っております。そういった形での要綱づくり、さらに実施方法、在宅支援の希望者の把握とか、こういった形で地区別に、あるいは訪問先をどういう形で定期的に訪問できる体制をつくるかということなども含めて実施要綱をつくらなければならないという段階で今、議論をしているところでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議 長
水産課長

水産課長。

それでは、佐藤議員の2回目のご質問にお答えしたいと思います。

まず、1点目なんですけれども、昨年12月第4回定例会の際に、技術確立をしていないと、それから養殖管理については漁業者の問題ではないのかということ

お話をさせていただきましたが、私自身の考えといたしまして、一般的に、今回に限らず、へい死の関係でありますけれども、これまで気象条件あるいは自然条件で生産者個々の管理方法、それから養殖方法など複合的な要因があるということはお話をさせていただいておりますけれども、私は同じ湖内においても、風の強い場所あるいは弱い場所で、卵抜けの早いところ、遅いところ、それから潮の流れの強いところ、そういった強弱、それから波の高いところと低いところ、あるいは漁業者によって抑制をかける人、かけない人、さまざまであります。そういった面で生残率も変わってくるということでございますので、そういった意味でのお話ということでご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、次に、2点目の秋種に関して不安であると、申し込みはどれくらいなのかというご質問でございますけれども、現在、シングルシード養殖協議会の方でまとめておりまして、今のところ5名程度が今回の秋種苗は見合わせまして、そのかわり来年の春の方には今までどおり買うと、そういった方もいらっしゃいます。今回とりあえず見送るという方は5名程度ではないかということでございます。

確かに秋種苗、これから冬にも向かいますし、今回初めての出荷ということもあって、不安ということもあろうかと思うんですけれども、今回、自然産卵により近いということで前向きな漁業者もおられて、今回5名程度の減ということでございます。

それから、漁場の確保の必要性の関係であります。

漁場の関係については以前から指摘がございまして、よいシングルシードをつくるためには養殖場所の選定が非常に重要だということで、それから必要とされる十分な漁場の確保が何よりでありまして、養殖協議会の方でも強く組合に対して要望が出されているところであります。

ただ、この問題については、ほかの漁場と調整がいろいろありまして難しい面もありますけれども、今回とりあえず秋種苗用として、漁協の方では南防波堤施設、既存の施設の増設を一つ方法としては考えているということと、先ほど佐藤議員の方からもおっしゃられましたが、苫多漁場の早期完成が期待をされているということでございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

議 長
6 番

6 番。

これで最後になりますけれども、そっちが専門家ですから、私はこの秋種につい

でも、購入されるといいますか、希望の数字といえますか、もう少し厳しいものだというふうに聞いていたんですが、今、課長の説明では私が聞いていたよりはいい数字——いい数字というもおかしな話ですけれども、いい数字。これは日々変わっていくんでしょうから、そういうことであればいいなというふうに思っております。

しかし、やはり経験がないだけに、またこれが何らかの影響で冬を越せないとか、その影響があったときに、今度は本当に半端でない、どうなるのかなというように、心配ばかりして全く申しわけないんですけども、そんな気もします。

それから、宮城産の稚貝というか、種も結構死んでいると思うんですよ、それなりに。ただ、いろいろ聞くと、やっぱり結局は価格なんですよ。例えば、ホタテの盤に1連で、こっちに専門家がいますけれども、1連で75枚ぐらいついているんですか。75枚ついて、1つのホタテに仮に50個とか種がつくと、1連75枚で3,650個ぐらいの一粒種になるんですね。それを1連で例えば700円とか800円で買うと、1個に計算すると数十銭というか、いうぐらいな単価になるんですね。これが厚岸だと、今、普及推進期間で、買う数にも言えますけれども、1個で1円20銭とか1個で1円80銭とかと、もう10倍ぐらいの価格につくんですね。ですから、そんなこともあるでしょうから、ある程度宮城のカキも死ぬんだけど、しかし、それでも価格が安いから、数がある程度あれして大量にやっていると、それでカバーできるのかなというように気もしております。そういうふうに考えると、経営的にいくと、やっぱりもともとコスト高と、コストが高いと。そのコストの高い分が死なれるということが、やっぱり相当のダメージになる。

それから、せつかく5月から6、7、8、9月の時期に育てようと思って一生懸命苦労したのが、金銭は別にして、その苦労が水の泡になってしまうと。そういう精神的ながっかりさといえますか、そういうものもやっぱり相当意欲に影響してくるのでないかなというように気がしております。

そんな意味から、一定程度どういう支援がどうなのかという、この厳しい時代になかなか即答は難しいかもしれませんが、やはりこれはきちっと、一定の立ち上がり、一定の技術が確立された段階では、やっぱり行政の支援というものが必要になってくるというふうに強く思いますので、その支援体制をぜひひとつお願いしたい。それは漁協あるいは生産者ともお話をしながら決めて、話し合っていくん

だろうと思いますけれども、ぜひともよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それから、最後に水産課長に言うておきますけれども、宮城産に頼らず厚岸町の、厚岸生まれの厚岸カキを推進するということは、前回でも、既存の宮城産の業者との整合性の問題から、そうはならないという答弁をしましたけれども、厚岸町が厚岸町の施策として推進するシングルシードカキと宮城から持ってきて育てるカキと同じく扱うことが整合性では決してないと思うんですよね。私が今言うのが間違いだったら、今これから答弁で、佐藤さんの言うのは、意味からして、考え方からしても間違いだというのであれば、間違いのように指摘をしていただきたいと思いますけれども、そういう行政、あるいはそういう考え方の中できちっと厚岸町が厚岸町で生まれたカキを厚岸で育てるんだ、純粋な厚岸カキとして全国にアピールしていくんだということの、そういう思いに賛同して37件の業者が一生懸命やっているわけです。そういう業者を支援することと、ほかから持ってきて、ぼちやんとつけて2カ月で出す人と、同じくなければ整合性がとれないということには私はならないと思います。後で4番バター出てきますけれども、そのことだけはきちっと、私ができるように……。私の考えが違っているのであれば、そういうご答弁をいただきたい。

それから、いわゆる外国産とか広島産の3倍体のようなカキが、何か形が厚岸のシングルシードに似ているということで、例えばシングルシードとして出ていっているんだという生臭いお話も聞いておりますので、そういうことのないように、厚岸町のシングルシード漁家の皆さんが安心して、そしてシングルシードを育てていくというようなことにこれからもなるように、町長、最後にその支援に対する——どういう支援というのは、これから考えられることになるでしょうけれども、そういう支援というか、シングルシードを育てていくんだという意気込みというか、そういうものを最後お聞かせをいただいて、私の質問にかえさせていただきます。よろしくどうぞお願いします。

議 長
町 長

町長。

私からお答えをさせていただきますが、今回のシングルシードカキの種苗のへい死については、私といたしましても大変ショックであります。もちろん生産者も大変であります。といいますのは、シングルシードカキが徐々に生産も流通も定着しつつあるなという段階であるからであります。すなわち、試験期間無料の中で提供

し、一昨年、本格的に出荷をいたしたという矢先であります。

さらにはまた、漁業協同組合におきましても、シングルシードカキは全量、市場に出荷をしなければならないということで指導してまいりました。今年からは直販ができるという状況にも相なりました。

さらにはまた、先ほど答弁をいたしました、シングルシードカキについての愛称を募集し、多くの方々から親しまれ、おいしいものであるというカキを販売しよう。全国津々浦々にシングルシードが欲しいというのが声となってあらわれております。そういう時代の中でこういうへい死ができた。本当に残念でならないわけがあります。

そういう意味において、シングルシードのカキ生産者においては、やはり意欲を持って生産ができる体制というものをつくっていかなければならない。すなわち、普及支援対策というものも行政の責任であると思っております。

確かに、種苗センターは、生産者のためにつくった施設であります。しかし、あくまでも町立であります。その責任の中で強力な支援体制をつくってまいりたい、そのように考えておるわけであります。

あとの点については、担当課長から答弁をさせます。

また、再々質問はなかったわけではありますが、この機会に医師の確保について私からお話をさせていただきたいと存じます。

おかげさまで今日、厚岸町立病院は、満度ではございませんが、医師の確保についてはできておるわけであります。私は、医師数という数も大事であります。厚岸町立病院に勤務なさる医師の資質も大事だと思っております。そういう意味において、現在の医者の方々は町民から信頼される極めて立派な人材がそろったな、そのように考えております。

しかしながら、町民に不安を持たすような医師不足であつたら困るわけでありませぬ。これからも医師確保については全力で当たってまいりたい。特に整形外科、小児科がおらないわけであります。整形外科につきましても、厚岸の産業形態からすると必要な科であります。昆布漁の中で腰を曲げて作業をするという中での特にお年寄りさん、腰痛という中での整形外科の必要性も感じております。さらにはまた、子供たちの未来のために、小児医療の充実を図ることが少子化対策の柱とも考えております。そういう中で、医者不足ということは本当に私としては申しわけないと

思っておりますが、今後とも一生懸命取り組んでまいりたいと思います。

さらに、こういう実態ということもご承知いただきたいと思います。今、北海道に医師を派遣要請いたしておりますのが、302の医療機関から1,082件も来ております。これが北海道の医師不足の状況であります。しかしながら、厚岸町は厚岸町として一生懸命頑張ってまいりたい、かように考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

議 長

水産課長。

水産課長

佐藤議員の3回目のご質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の寒い時期での出荷への懸念であります。

この関係につきましては、当然寒くなってまいりますと抑制の段階に入って、成長が鈍くなるということもございます。ただ、全く冬期間成長しないということでもございませんし、またこの時期にむしろ殻が厚くなるといいますか、殻がとりあえず厚くなりまして、春になると抑制から解放されて、また成長するというところがございます。

ですから、漁業者のお話ですと、厚岸湖内は本来でありますと大変浅い海域でありますけれども、ある程度水深がある場所ならそういった養殖してみたいといった漁業者もおられますし、漁場の関係もやはりありまして、そういった心配がなければ私も手がけてみたいと、引き続き手がけてみたいといった前向きな漁業者もおられます。

それから、2点目の値段の関係でございます。

これにつきましては、もともとシングルシードを導入したきっかけ、これが、宮城産の種苗が非常に不安定な時期が一時期ございました。単価も1連が倍近い値段になったということで、宮城産の種苗がそういった産地の価格が高騰したということもございまして、安定供給ということからシングルシードということが始まりだったということがございます。

それで、技術が確立をして、それから生産者がふえて、順調にふえた段階でたくさん買っていただければ、当然1個当たりの単価が下がってまいります。そういったことと、それからシングルシード、厚岸町として宮城種については焼きガキあるいはむきガキ用としてブランド化というか、それを目指していると。シングルシードについては生食用の殻つきカキということで、新しい資源として今、非常に期待

されているということでもあります。その新たな厚岸ブランドとしてシングルシードカキの生産体制を確立するというのが、厚岸カキの全体の生産性を高めて、地域経済の増大あるいは漁業者の経営の安定ということが図られるということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

それから、トレーサビリティの関係もおっしゃっておられましたが、厚岸で生まれた種を厚岸で育てたオール厚岸のカキを生産するということが、産地履歴に準じた産地表示が将来義務化になった場合、すべて厚岸で生産されると、そういった体制は非常に重要で、時代に即したものというふうに思っておりますので、これからも自信を持ってシングルシードの方を進めてまいりたいと、そのように考えてございます。

議長 休憩をしたいと思います。再開は3時半といたします。したがいまして、中川議員の一般質問は再開後行います。

休憩します。 休憩時刻 15時02分

議長 本会議を再開いたします。 再開時刻 15時30分

5番、中川議員の一般質問を行います。

5番、中川議員。

5番 私は、第3回定例会に当たりまして、教育長に1点ご質問させていただきたいと思っております。

宮園運動公園厚岸パークゴルフ場コースの芝の管理方法についてでございます。

1点目として、本コースの芝の育成管理方法をお示しをいただきたいと思っております。

2つ目に、コンポストヤードからの堆肥の利用効果についてはどうであったのか。

それから、3つ目に、コースの芝の適正な育成方法をどのように考えておられますか。

この点につきましてご答弁をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

議長 教育長。

教育長 5番、中川議員のご質問にお答えいたします。

宮園運動公園パークゴルフ場の芝生の管理については、厚岸町高齢者事業団に委託しております。委託先には、芝刈り高については、フェアウエーで2.5センチか

ら3センチ、ラフで5センチから6センチを目安として、芝刈りの周期については、5月から8月までは週2回、9月から10月までは週1回を目安として、芝の状態を見ながら肥料散布や種子の散布を施すよう指示をしております。

次に、コンポストヤードからの堆肥利用の効力についてであります。

平成14年度からパークゴルフ場の使用期間終了後に、厚岸パークゴルフ協会の強力を得ながら、肥料散布機によりコンポストヤードからの堆肥を散布しております。その効果については非常によく、特に春先の芝生の育成が良好で、今年度は予定どおり5月20日にオープンすることができました。特に、当パークゴルフ場の土壌の栄養分は年数を経過するとともに乏しくなり、何よりも堆肥による地力の回復が必要と考えられますので、今年度も継続して利用してまいります。

次に、コースの芝生の適切な育成方法をどのように考えているかについてであります。

現在の芝生の育成は、肥料散布と芝生の刈り込みが中心ですが、本来、パークゴルフ場の芝生は、まず強健で復地力が大きく、損傷に耐えることと、加えて成長が盛んで、密生し、再生力が大で、管理も容易であること。さらに、ある程度の柔軟性と弾力性があるものと言われております。

今後も、より一層愛好者が快適にプレーできるパークゴルフ場にするため、芝生の育成管理に必要な知識の取得と研究に努めるとともに、管理用機械の設備の整備に努めてまいります。

以上でございます。

議 長
5 番

5 番、中川議員。

ただいま教育長の方からご答弁をいただきました。

今年の春だったと思いますが、7本につきまして議会で議論されまして、その一つがこの有料のゴルフ場であったと思いますけれども、私も時間の作り方が下手なのか、なかなかゴルフ場に足を運ぶことができなかつたわけではありますが、管理職の皆さんと教育長も参加されたと記憶しておりますけれども、やられた大会が7月1日でしたでしょうか、そのとき非常に天気もよろしくて、漁民とか、それから家族ぐるみでパークゴルフを非常に和気あいあいとやられておりました。

私も、今、教育長の答弁で5月20日オープンしたんですよということで、ああそうだったかなと今思い出しているわけでございますが、有料になりまして、もう少

しすばらしいコースになっているんだらうかということで私も期待しながら足を運んだわけですが、そして皆さんと一緒にパークゴルフをやっていたんですけども、私の声は小さいでしょうけれども、漁民の皆さんやら家族の皆さんが私のいる場所をわかるようでして、私のところに、何だおい、芝おまえ有料になってこんな芝でどうもならないんでないかというようなお話が随分その管理職との大会のときにありまして、私、今言いますように、余りゴルフ場に足を運ばないんですけども、皆さんがそのような考えをお持ちであれば、やっぱりこの管理方法が悪いのかなということがありまして、そういう声がありましたし、その後、こんなこと言っていないかどうかわかりませんが、隣の6番議員の佐藤さんが自民党の事務局長をやっている、その大会と2回、これ2回ともそのようなお小言を聞かされたわけですね。それで、今回この芝についてご質問させていただいたんですけども。

そうすると、あれなんですね、今、私の質問で教育長さんが申し上げるのは、いやいや中川そうでないよと、結局もう公式用のゴルフ場なんだし、我々きちっと高齢者事業団ですか、事業団に委託して、きちっと芝の管理をしているんだということ誇れるというんですか、自信を持って言えるコースなんですかね。それであれば、私はこれで1回で、はい、わかりましたと引き下がれば、それでいいんでしょうけれども、そのように自信を持って、有料になりましたし、いやいや中川言うの違うよ、もう最高の芝のあれなんですよと言えるのかどうか。それも含めて今、私が質問しているし、いやいや、ここがちょっとこれからあれだし、有料になりましたし、皆さんにお金を払って使ってもらっているんだから、これからだんだんに改善といいますか、芝の刈り込みなり何なりしていくんですよというような考えなのか。もしそれで、いやいや中川の質問があれば、私これで、はい、わかりましたと下がるんですけども。今、私の率直な質問なんですけれども、その辺をもう一度お聞かせを願いたいと思います。

議長
体育振興課長

体育振興課長。

2回目の質問にお答えを申し上げたいと思います。

ただいま芝の状態のご質問でございますし、中川議員さんが、多分7月のことでしょか、管理職の大会に参加されたときに、その状態かなと思うんですけども、実は今年、有料化させていただきまして、一応5月20日ということで、

5月20日に予定どおりオープンをさせていただきました。

それで、先ほど1回目の答弁にございましたように、14年から引き続きコンポストの堆肥を散布することによって、やはり非常に効果がございまして、思ったより芝の状況は春はよかったわけでございます。

しかし、ご承知かと思えますけれども、今年は7月から8月にかけて非常に日照りが続きまして、特に7月の中旬ごろですかね、相当雨も降りませんでしたし、相当枯れた状態に陥ってきました。それで急遽、コースに各1カ所、散水もございまして、それも利用しながら、また町の散水車も協力いただきまして、水まきをやったような状況でございます。

それで、本当に一時そういう状況の中で、若干水まきの対応も、もう少し早くやればよかったのかと思えますけれども、まさかこんなに日照りが続くと思わなかったものですから、若干対応がおくれて、芝の色もちょっと悪くなったのが実態でございます。

それで、実は今の状態でございますけれども、非常にまたそういう効果がございまして、また後半、雨も降っていただいた状況もございますので、かなり今は芝の状態はよろしい状況でございます。これは決して最高とは言い切れないと思えますけれども、かなり今、利用していただいているのは満足をいただいているのかな、そういう状況でございます。

それで、確かに今、高齢者事業団にお願いして芝の育成管理をしていただいているわけでございますけれども、やはり事業団も一生懸命やっております。勉強もしておりますし、今、専門の業者じゃございませんから、なかなか努力をされている中で、私どもと連携をとりながら、管理課の方とも連携をとりながら、今、芝育成に努めているところでございます。

そういう中で、いろいろな芝育成の中では地域的な条件もございます。じゃ、ほかの内陸の土地はどうか。それと一緒にするわけにもいかない状況でございますし、やはり厚岸に合った芝管理もやっていかなきゃならないと、そういうふうに考えております。

そういう面で、例えば今、芝刈りはもちろん、肥料の散布もそうでございますけれども、枯れ地の部分の種の散布、それと、なかなか散布だけでは即効力というか、すぐ芽が出ないわけでございますから、来年に向けて実は今、圃場というんですか、

張り芝をつくって、ある程度大きな枯れ地の部分も張り芝で移植するようなことで、今その圃場の分を造成しております。

そういうことで、いろいろ今、高齢者事業団の方と協議をしながら、何とか皆さんに喜んで利用いただけるようなコースづくりを今進めておるところでございますので、ご理解をいただきたいなと思います。

議 長
5 番

5 番。

今、課長からも答弁いただきました。先ほど3時から3時半まで30分休憩になったんですけども、議員の中でパークゴルフといったら右に出る人がいないぐらいの岩谷議員からのお話を聞かせていただいたんですけども、今、課長が言われたように、最近、雨も降ったせいなのか、すごく芝のおがりというのか、よくなったよと、今、30分の休憩時間にお聞きしたわけなんですけれども、だから今、課長が言ったように、後半といたしますか、雨も降ったし、散水もしたし、伸びもよかったのかなと、このように今、岩谷さんからの話を聞いたり、今、課長からの話を聞いてわかったんですけども。

それで、今、課長から、今年反省で、今、高齢者事業団と協力して芝もつくりながらやっているという答弁いただきましたので、そうすると来年からは、今、課長自身からも言われたように、来年は今年反省点に立って芝づくりやら芝刈りの状態で、恐らく来年も5月20日ころのオープンになるんだろうと思うんですけども、そうすると皆さんに喜んでいただけるコースづくりに励みたいというようなことだと思いますので、そのとおりの理解をしてよろしいのでしょうか。

議 長
体育振興課長

体育振興課長。

私も先ほど第2回目の答弁をしたとおりの、いろいろと従来の反省点を踏まえて、やはり前向きにいろいろ各町村の実態も勉強しながら、よりよいコースづくりに努めていきたいなと、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

(「ありがとうございました。わかりました」の声あり)

議 長
1 番

以上で、中川議員の一般質問を終わります。

次に、1番、室崎議員の一般質問を行います。

1番、室崎議員。

さきに通告いたしました一般質問通告書によりましてご質問を申し上げます。

1点目は、カキの生産についてであります。

過日の新聞にカキ種苗全滅との新聞記事が出ておりまして、大変憂慮しております。そこで、いつごろからどのような形であらわれた現象なのか。現在はどのような状況になっているのか。さきに佐藤議員が行ったのと重なりますが、よろしくお願いたします。

それから、町の行った対応と今後の方針についてもご説明をいただきたい。

2点目は、避難訓練についてであります。

今年もまた避難訓練が行われました。参加者の動向と訓練のあり方について町の見解をお聞きしたい。

また、今後の方針についてご説明をいただきたいわけであります。

よろしくお願いたします。

議 長
町 長

町長。

1番、室崎議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、カキの生産についてのご質問のうち、1点目のいつごろからどのような形であらわれた現象か、現在はどのような状況になっているのかとのお尋ねであります。さきに行政報告でも申し上げ、内容も重複いたしますが、本年4月中旬から5月下旬にかけてカキ種苗センターから出荷した平成16年度産シングルシードカキ種苗が、8月上旬、一部は6月から、厚岸湖内を中心に湾内養殖漁場においても種苗の大量死が確認をされました。

大量死の状況は、一般的にはへい死ということで、これまでも平成13年と15年春に、前年の冷夏による産卵障害と思われるへい死が起きておりましたが、今年の夏のへい死は、その規模と気象条件が全く異なる状況下での大量死であります。

へい死の状況は、6月上旬、湖内奥から発生し始め、湖内中央部、湖口、湾内と広がり、現在までの状況であります。平成16年度産種苗出荷数 398万 2,000個のうち、へい死した数は88%に当たる 351万 6,000個に上っております。内訳といたしまして、37戸の生産者のうち、生残率が50%未満が33戸で、そのうち21戸の生産者は種苗のほとんどがへい死した状況であり、生残率が50%以上の生産者は4戸となっております。

へい死の原因としては、厚岸湖・厚岸湾漁場環境調査のデータでは水質に大きな変化がないだけに推測の域を脱しませんが、原因の一つとして現在考えられておりますのは、今年の夏は例年になく高温傾向が続き、気温の上昇、水温の上昇、少雨

などの影響による水環境の変化や自然環境の変化によるものと思われませんが、生産者個々の管理方法や養殖場所など複合的な要因が絡んでいるものと推測されます。

気象的要因としては、6月から8月までの3カ月間における過去5年間（平成11年から平成15年度まで）の平均と本年夏を比較すると、降水量が極端に少なく、日照時間が例年の約2倍、平均気温も8月は15日現在で約3度高い状況にありました。

湖内の水温につきましては、漁場環境調査のデータによると、春から例年より高目に推移し始め、降水量が極端に少なかったこともあり、場所によって8月の平均水温では平年を7度近く上回り、急激に上昇していることも要因の一つとして考えられます。

次に、2点目の町で行った対応と今後の方針であります。この点につきましても、さきに行政報告でも申し上げ、6番、佐藤議員にお答えした内容と重複いたしますが、生産者からへい死の情報を受け、直ちに水産課職員が出向き、状況を確認いたしました。さらには、私自身、役場職員、生産者とともに現場を視察いたしました。

8月10日には漁組のシングルシード養殖協議会に水産課職員が出席し、生産者から、へい死状況及び要望、意見について聴取いたしました。その後、生産者の意見、さらには漁組としての考え方に基づき町としての対応策を協議するとともに、引き続き、へい死状況の把握と原因究明に当たってまいったところであります。

生産者といたしましては、今回の大量へい死は、自然相手とはいえ、これまで経験したことのない夏場での大量へい死であり、平成12年以降、冷夏のもとでの養殖対応をしてきただけに、生産者の多くが生産計画に大きな影響を及ぼす被害であったと考えております。

今年の生産見通しは、平成14年度産と15年度産の一部が出荷できることから生産量は確保できますが、16年度産種苗が大量死したことによって来年度以降の生産が現在のところ大幅に落ち込むことが予想されます。このため、漁組では生産者からの要望を踏まえ8月23日付で町に対し、来年以降の生産が見込めないことから、種苗の再生産と5月出荷分の支払い期限延長と減免についての要望書が出されたところであります。町では、これらの要望に対し、関係各課と協議を行い、来年の生産量が大幅に落ち込むことを考慮し、8月中旬から種苗の再生産を行うこととし、販売価格についても、漁組と毎年交わしている覚書によって、生産者の負担を考慮し、

災害に準ずるものと判断し、半額にて販売する方向で協議を取り進めております。

さらに、5月出荷分の要望については、支払い期限の延長を認めるとともに、減免の要望に対しては、厚岸町カキ種苗センター条例施行規則第8条第2項の規定に基づき、災害に準ずるものと判断し、25%を減免する方向で協議を取り進めております。

また、同規則の附則で規定の平成14年度から3年間をシングルシード養殖技術確立及び種苗普及推進期間としての種苗単価の35%の減額措置につきましても、生産者からの強い要望もあり、3年間延長する方向で検討しております。

以上、大量死の状況についてと今後の支援策につきまして申し上げましたが、今回の大量死の中で生産者の多くは原因を特定できないまでも、気象条件のほかに養殖技術の面では、カキの成長を一定程度抑制させることが不足していたことなど、抑制不足を大量死の原因の一つとして挙げており、これを改善することが大量死を防止する方法の一つとして考えており、このことは平成14年度から漁組、釧路地区水産技術普及指導所、厚岸町の三者で行っているシングルシード養殖試験の調査でも同様の傾向が見られております。町と漁組では、指導機関の協力を得ながら、これらシングルシード養殖試験結果や水質データをもとに、生産者個々の養殖方法も参考とし、大量死の防止に努めてまいりたいと考えております。

また、カキ種苗センターは、単なる種苗生産施設だけではなく、漁場環境の調査や、内部設備や機器を有効活用した水産増養殖の振興に取り組んでいるところであります。今後におきましても漁組と連携を図り、釧路地区水産技術普及指導所の協力を得ながら、カキ種苗センターの管理体制を含め、可能な限り生産者に不安を与えないよう努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

次に、避難訓練についてのご質問にお答えいたします。

まず、参加者の動向と訓練のあり方についての町の見解についてであります。本年の防災避難訓練は、去る9月6日月曜日の午前11時に地震が発生したという想定で実施しました。この想定は前回と同様の内容であります。今回は町民への情報伝達において避難呼びかけ時に隣近所への声かけ、助け合いを促すコメントを加えたり、聴覚障害者の伝達手段として携帯電話メール発信やファクス送信を行ったところでもあります。

今回の避難訓練への参加人数は、児童・生徒及びその引率教員等で 1,854人、これ以外の一般住民で 349人であり、この一般住民の参加者は昨年を上回りました。また、役場、消防署及び警察署の訓練従事人員を加えた訓練総参加人数は 2,363 人で、昨年を上回る結果となっています。

この避難訓練への参加者の動向であります。第 1 回目の訓練実施である平成 7 年には、日曜日の午前 7 時の訓練開始でありましたが、1,660人の多くの参加者がありました。しかし、翌年の平成 8 年には、同じ曜日、時間帯でしたが、716人の参加者にと半分以下に激減しており、以降年々減少し、平成 13 年には 402人の参加者になっています。このため、昨年の平成 14 年度から平日の午前 11 時から訓練に変更し、今回に至っているところであります。この変更により保育所、幼稚園及び学校の児童・生徒の参加が加わり、また一般の町民参加人数も多少増加してきています。

しかしながら、訓練への参加者は、地域格差はあるものの毎年特定の方が参加されている状況であり、これは曜日や訓練時間帯によって参加できない事情の方も当然ありますけれども、やはり津波災害に対する警戒心の差も影響しているものと思います。

避難訓練の目的は、いざというときにとるべき行動を体で覚えることにより、実際に模擬行動を体験することによって、それまで気がつかなかった注意点を認識することなどの効果も大きいところであります。このことから町民の皆さんには繰り返しの訓練参加を望むところではありますが、事情によって避難場所へ逃げる訓練参加ができないまでも、訓練のサイレンなどを聞いて自宅などで避難の準備行動をとってみることや、頭で自分の避難行動をイメージする、あるいは訓練が行われる日であることをきっかけとして、地域や家族の役割分担や連絡方法を確認し合うことなどの防災意識づくりに役立ててほしいと思います。

さらに、町の防災訓練時にあわせて、各地域や事業所において独自の訓練メニューを組み立てて取り組まれることも大変に有意義なものでありますし、そのような取り組みを促進する意味からも、防災避難訓練の実施を継続したいと思います。

また、訓練のあり方につきましては、さまざまな状況下を想定しての訓練実施が大切と考えますし、そのための訓練時間帯や曜日の設定に変化を持たせ、その状況に応じた避難行動を町民に体験していただくことなどの工夫の必要性を感じ

ています。変化を加えることによって、これまで参加できなかった方の行動を促す可能性もありますし、次回は時間などの想定を変えたいと考えています。

今後の方針についてであります。ただいま申し上げたとおり、町民対象の防災避難訓練は、その想定に変化を持たせながら今後も毎年継続したいと思ひますし、また職員の招集や通信、行動訓練などについても、さまざまな想定のもとで実際の訓練行動を通して検証し、状況に応じた体制づくりを進める必要があることから、別な形での追加訓練の実施も考慮したいと思ひます。

一方、避難勧告時における住民避難の徹底や、そのための訓練参加を促進するためには、居住地等における津波被害の危険性をしっかりと認識いただき、強い警戒心を持っていただくことが必要であると言われております。このため北海道では、羅臼町から門別町までの沿岸地帯を対象に、本年度から2カ年で津波シミュレーション及び被害想定調査業務が実施されており、将来発生が予想される津波の水深予測図などの成果が配布されることになっております。

また、釧路開発建設部では、避難路の確保や通行規制、関係機関の役割分担などの津波対策の推進に向けて自治体が整備する津波防災マップについて、関係機関とともに検討を行い、作成を推進する事業を本年度行うことになっており、厚岸町をモデル地区として津波ハザードマップを作成することが決定されました。この9月以降、年度末を目標に作業を進めることとなりますが、これにより作成されたハザードマップを参考として避難訓練の内容を検討するなど、今後の取り組みに反映させてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長
1 番

1 番。

1 点目、カキの大量死の問題であります。

町長におかれましては、ほとんど同じ文章を3回読み上げなければならないという大変な難行苦行をさせてしまいまして、まことに申しわけなく思っております。

それで、この私がお聞きした、いつからどのような形で出てきて、そしてそれに対して町はどういう対応を行ってきたのかという部分までが、時系列的に余りはつきり、行政報告を含めて3回おっしゃっているんだけど、よくわからないんですよ。

一部6月から厚岸湖内において、へい死という言葉を使っていますが、私は余り

この言葉は好きじゃないんだけど、とにかくカキが死にだしたと言っている。異常状態が出てきている。

私は、6月の議会でカキの問題についても、さらっとですが聞いておりますね。そのときには、あなたたちはこの話は答弁の中で一言もしておりませんね。種苗が死んでいるという話は議事録を見ても書いていません。前の年の水温の低さによるカキのへい死の話はおっしゃっているけれども、いや実は今、高温のせいかな異常状態が出てきているんですというような話は一言もなかった。そうすると、6月何日でしたか忘れましたが、私が一般質問をしてお答えをいただいたときには、まだその状態はなかったのか、それともあなたの方でつかんでいなかったのか。

次に、8月の中旬になって大量死が確認されましたという言い方をしているんだけど、その議会の後でも前でもいいんですけれども、それが出てから、いつその事実をあなたたちは確認したのか。そして、確認して、どういう対処をなさったのか、何月何日に。そして、例えば、どうも異常であるということになれば、生産者に対して警告を出すとかいろいろな話が出てくると思う。そういうことについては、何月何日にだれに対してどういうことを行っていたのか。

それから、このところでもって日付がぼんと出てくるのは、へい死情報を受け、直ちに水産課職員が出向きというんだけど、これはいつなのか。書いていないんですよ、おっしゃっていないんですよ、全然。私自身というのは、これは町長のことなのか、課長のことなのか、ちょっと文脈からわからないんだけど、職員、生産者とともに現場を視察いたしましたというのはいつなのか。

それから、養殖協議会に8月10日に出席したというふうに言っているんだけど、それまでは一度も生産者とは話をしていなかったのか、それともその前からずっと何日、何日、何日というふうに話をしていて、これに至ったのか、このあたりが全くわからない。だから、どういう対応をしていたんですかということを私聞いているんだけど、それに対する明快な答えになっていないんですよ。その点を補足していただきたい。

その次に、原因についてということでもって、るるお話しになっているんですね。ただ、その言い方が、推測されておりますとか、というふうに考えられますとか、非常に第三者的な言い方をおっしゃっているんですけれども、だれが推測しているんですか、だれが考えているんですか。いわゆる生産者が考えているんですか、漁

協で考えているんですか、それとも水産課が考えているんですか。あるいは研究者というか、そういう技術を持っている水試なり、あるいは町内にもカキセンターというものがあるんだけど、そういうところで一定のデータから考えているんですか。主体がないんですよ。

それから、漁場環境調査云々というのは、前に、これが随分と議会でいろいろと論議されて出てきたので、あの当時、興味持って私も聞いていたんですが、そこでデータはカキが死んだりすることについての根拠に、ここでは変化がないためにというような言い方をしているけれども、変化があれば根拠になるようなデータなんですか。

それから、ここで高温傾向が続き云々と。よくわからないんですよと言いながら、聞いている方は、ああこれが原因なんだというふうに思うような言い方をしているんだけど、それだけの濃厚な根拠があるんですか。これ非常に大事な問題でして、原因にきちんとつながるようなものでないものを出して、そうかもしれない、ああかもしれないと言っていたら、これ生産者は振り回されます。ですから、そのあたりはきちんと行ってほしい。

例えば、7度近く上回ったというデータがあると、これ水温がね、言っているんだけど、その7度上回ったところにカキ入れてあったんですね。そうでなければ根拠になりませんよね。このあたりはどうなのか、それをきちんとお答えいただきたい。

それから、次に、先ほど佐藤議員さんもしきりにおっしゃっていたこの対策なんです。今回、ちょっと見てくると、抑制ということが強調されておりますね。まず1つは、今回は災害であったと。したがって、災害支援としていろいろな応援をするんだという話であって、全くそれは、そのような形で応援をするということは、大いに私も結構だと思うんです。

ただ、真に生産意欲を高め、そしてシングルシードを一生懸命やっている漁家の方たちが望んでいるのは、それだけだろうか。いわゆる経済的な現在までの負担を少しでも軽減しようという、してもらおうということに対しては、もちろん皆さん感謝していらっしゃると思いますが、それだけではないと思いますよね。やはり今後への見通しだと思うんですよ。

同じことを繰り返すようで悪いんですが、状況の把握、原因究明ということをお

あなたの方でもおっしゃっているんだけど、100%、100個のうち100個死んだわけじゃないんですね。生き残っているのもいるわけですよ。生き残っているのと死んでいるの間にどんな差があるのかということは、これは綿密に調査しなければならないと思うんです。それによって優位さがあらわれるのであるならば、次のステップになりますよね。そういうことについてはどのように行ってき、またこれからどのように行っていかしているのか、この点についてもお聞かせをいただきたい。

それから、コストの問題がありますね。確かに種の段階で見ると、シングルシードの種は高いですね。ただ、名目と実質というものがあります、世の中には何でも。それが一人前になって、売上金、売り上げて利潤が入りますよね。そこまでいって初めてどれだけのコストであったかということが決まりますね。そうすると、10倍の種でも、大人になる率が100倍だったらば、これはコストは10分の1なんですよ。だから、コストが本当に高いのか安いのか、いわゆるホタテ盤の垂下式と比べてどうなのか、こういう点ではきちんとした調査はなさっていますか。

それからもう一つ、多少コストがよしんば高くても、これが高い値段で売れば、最終的に生産者の懐に残るお金は高くなるんです。そうすると、価格の形成ということは非常に大事な問題になってきますね。その点で町の果たすべき役割というのはどのようにお考えなのか、この点についてもお聞かせをいただきたいです。

細かな話については、まだ予算がありますから、余り細かなことはやりたくありませんが、もう一つ、ちょっと私が今回調べてみて初めておやっと思ったことなんですが、カキの種苗というのは厚岸漁業協同組合に対して販売しているわけですね。買い主は厚岸漁業協同組合だけです。個々の生産者に町は販売はしておりませんね。それで、この場合に、覚書というものがあまして、そこでは全量供給が完了した月の3カ月後の末日までに代金を支払うという形になって、3カ月間のいわば猶予を与えているわけです。

ところが、同じような生産物の販売で、きのこの菌床というのがあるんですよ。これは、きのこ菌床購入の心得というのが施行規則の中にありまして、そこできちんと書かれているわけですが、申込書の裏面に書かれているそうですが、販売代金は、きのこ菌床販売承認書と同時に送付される納付書により、菌床引き渡しの前日までにお支払いください。引き渡しの際、領収書を提示していただきますと、

前金主義になっているんです。同じ町の生産物を生産者支援のためにいわば販売しているのに、どうしてこういう違いがあるんでしょうか。この間の経緯並びにお考えについてもお聞かせをいただきたいんです。

それから、今の時系列をきちんと明確にしてお答えいただきたいということがまず大きな1点であります。

それから、最後にちょっとお聞きしておきますが、わかればお答えいただきたいんですが、巖蠣という名前のカキをご存じでしょうか。それから、安芸の一粒というカキをご存じでしょうか。もしおわかりになれば、お答えをいただきたいです。

以上がカキの点でございます。

次に、避難訓練の話です。

今、るるご説明がありまして、避難訓練というもの、防災避難訓練ですね、これは何であれやっつけていかなきゃならないという決意もお聞きいたしました。また、そこで動向を見ての問題点ということについても、るるお話がありました。今後の方向ということもお話がありました。全部ご存じなんですよ。全部わかっているらっしゃると、そういうふうに思います。してみると、私の質問などは俗に言う釈迦に説法ということになるかと存じます。ただ、このお釈迦さんは、わかっているけれども全然動かない。それではどうにもならないんですね。

それで、3カ月前の6月議会で私、災害弱者の避難というようなものについてお聞きしております。その中からヒントを得られたのかどうかわかりませんが、今回、聴覚障害者に対してはこの聴覚障害者を意識した方策を、うまくいったかどうかは、これは1回目ですからわからないけれども、やっつけてくださっていますね。これは大変ありがたいことだと一議員として思います。

ところで、このときに出てきた話は、結局近隣との地域におけるかかわり合いというか、その中でいざというときに隣同士、声かけ合っということが非常に大事だと。安否確認で町職員がもう汗流して走って歩いても、一番最後に行ったところは朝の早くの地震に対して夜中の10時だったという事実がありますからね。これは何も担当者がさぼっていたわけではない。もう目の色変えて走って歩いていたわけですから。それでも、それだけかかってしまう。そうすると、やはり町の組織だけではどうにもならない部分というのがたくさんあるわけですよ、いざというときにはね。それで、そういうところではやはりお隣同士の力、地域の力、こういうもの

が非常に大事だという話は3カ月前に行いました。

それで、あなたたちもいろいろと言ってくれました。総務課と保健福祉課と町民課と一緒に議論をして、そういうものを見ていかなきゃならないんだとおっしゃいました。また、いろいろ自治会だとか、そういうところとも話し合っていかなきゃならないとおっしゃいました。今回の避難訓練を迎えるに当たり、この3カ月の間にそういうことでは何をどのように行いましたか。

当初この中で、町民への情報伝達において避難呼びかけ時に隣近所への声かけ、助け合いをしてくれとコメントいたしましたというふうにおっしゃっているんですが、これは自治会と綿密な連絡をとって行った情報伝達でしょうか。私どもの自治会でついこの間、役員会があったんですが、そこでは確認しておりますが、だれ一人そのようなことをいただいたという認識ないんですよ。そうすると、あなたたちの方から積極的におっしゃってくださったのかもしれないけれども、受けとめていないんですよ。その点どうでしょうか。

それから、あと細かな話になって申しわけないんですが、今回の避難訓練の中でもやっぱり問題いろいろあると思うんです、参加者が少ない多いということだけじゃなく。例えば、訓練のための訓練になっていないかというような声が一部の住民の中から出ているんですけども、そういうものについては、あなたたちはすくい上げていませんか。

それから、ここでもって全部答弁の中で言ってくさっているの、それにのって言わせていただくんですけども、まさに避難訓練というのは、その日、山の上になんして、半分は遠足で、訓練ですから、上がって行けば、それで事足りるというものではないですよ。いざというときに生きるための、いわば防災意識をつくるためにやっているわけです。だから、他の方法でもしきちんとした防災意識ができるなら、避難訓練でなくてもいいわけです。ただ、これがあるかどうかは別ですが。

ということで、例えば役場の中で防災訓練、年に1回か2回やっているんですよ。それは聞いてみたら、役場の中が火事になる、それでみんなして逃げる、避難するという話なので、これは町民全体が考えている避難訓練や防災訓練とはちょっと意味が違うものですよ。

それで、いざ地震が来た、津波が来る、そういう非常時になったときに、ちよっ

と言葉が古いというか、適当でないかしらんが、総員配置につけというような状態になるわけですね。それを平常時に行っているんだろと思うんです。ただ、町民の中ではそれは見えないんですよ。そうすると、役場ではこんなふうにして、何月何日、何時何分に地震があったと、みんな役場にぱっと駆けつける、そしてそれぞれに配置について、どことどういう連絡とる、だれはどこのところを見る、こういうことはやっているんですよということを、やはりきちんと行った上で町民にPRすることは非常に大事でないのかというふうに思うんです。

それから、この位置は津波に対して強い場所ではないですよ、この役場の位置は。だけれども、災害対策本部はここに置くのが原則でしょう。だから、サテライトとして味覚ターミナルというものが、もしここがたたかれて使えなかったときには使えるという方法をつくってありますというのは、何年か前の議会でお聞きしています。そういうこともやはりきちんと町民にPRする必要あるんじゃないですか。

それからもう一つ、これは私がわからないから、ちょっと今、気づいたままにお聞きするんですが、この電源設備というのは、1階がたたかれたときでも、2階、3階は正常に作動するようになっていきますか。津波が入ってきたら、1階はまずたたかれると見なきゃなりませんよね。その点はどうなんでしょうか。

そういうことをみんなやはり町民にも、単に何月何日は避難訓練です、皆さんでそれぞれおうちの中で考えて避難してくださいだけではなくて、町全体として防災に対してはこういうことをやっているんですということを、きちんとやはり知らせる必要があるんでないか。

そういう意味で、ハザードマップというのが今回きちんとつくられるという話が出ていまして、これは大変いいことだろうと。これはもちろん、ただつくって大事に金庫の中に入れておくんじゃなくて、これはきちんと町民に知らせなきゃだめですよ。ただ、津波ハザードマップというのは厚岸町がモデル地区だというのは、ありがたいような恐ろしいような気もいたしますけれども、それはちょっとこちらに置きまして、万が一のときにはこんなふうになるんだよということを前もって知っておく。ああ、うちは危険なんだとか、そういうことがわかるということは非常に大事なことだと思いますので、これはきちんと町民に知らせるようにお願いをしたいということです。

議 長		以上で、2回目の質問を終わります。	
町 長		町長。 申しわけありませんけれども、答弁調整のために時間をおかしたいと存じます。	
議 長		休憩いたします。	休憩時刻 16時25分
議 長		本会議を再開いたします。	再開時刻 16時41分
議 長		ここで会議時間の延長を行います。 本日の会議時間は、室崎議員の一般質問が終了するまで、あらかじめ会議時間の延長を行います。	
議 長		1番、室崎議員への答弁を行います。	
水産課長		水産課長。 大変貴重なお時間を費やしまして申しわけございません。 それでは、2回目の答弁をさせていただきたいと思えます。 まず、6月議会での6月に入ってからのへい死の状況でございます。 6月定例町議会のときに一般質問を受けまして、カキのへい死の関係についてカキセンターからの情報がございまして、実はへい死をしているという内容でございました。今回のこのような高温と思われる、高温傾向が続いたへい死とはまた違って、通常のいつもの冷夏の関係のへい死ということをつかんでおります。ですから、今回のへい死とはまだ直接結びついた話ではございません。 それから、次に、大量死を知ってからの状況について時系列的にお話をという内容でありますけれども、当初、最初にうちの方でへい死の情報をつかんだのは、今回の夏の関係でございましてけれども、7月10日に、これはたしか土曜日だと思うんですが、センターの方から情報がもたらされました。 次に、その後、この7月の段階では、14年度、それから15年産のそういったカキがへい死をしているという情報がございまして、その段階というのは7月10日の段階です。 それから、湖内で大量死が起きたという情報をいただいたのが、8月5日ござ	

います。その時点で漁業者の方に状況確認で出向きまして、その後、漁業協同組合で全体像、現在においてどのぐらいのカキのへい死が起きているかという内容を、漁協に出向きましてお聞きをしたところであります。

それから、8月10日に入りまして、シングルシード養殖協議会がございまして、カキセンターと、それから私とで8月10日に漁業協同組合の方に出向きまして、養殖協議会の方へ出席させていただいております。

それから、8月13日に、このへい死の状況について町長に、これは2回目だと思うんですが、町長にこの8月10日のシングルシード養殖協議会の状況について報告をしたところであります。この段階で現地確認が必要ということで、町長、助役含めまして、漁協の職員、それから漁業者と実際に養殖している現場の方に出向いたという内容でございます。

それから、漁場環境調査のデータの関係でありますけれども、このデータの趣旨、これにつきましては、ウニ、それから昆布、カキ、ホッキ、アサリ、そういった漁場の有効利用を図るために、はかっている基礎データということが趣旨でございます。

それから、水温の関係で7度近く上がったところにカキはあったのかということでもありますけれども、実はこのデータについては、指導所からいただいたデータのうちの4カ所で6.9度と。4カ所のデータのうちの一番上がったところが6.9度ございました。カキについては、シングルシード養殖漁業者4件が、その付近に4件養殖している方がございまして、その漁場であるということでございます。

それから、漁業者の支援対策について、望んでいる支援対策についてはそれだけなんだろうかというお話でございました。この支援策につきましては、漁協の方から要請をいただいたのが8月23日というふうに思っていますが、その後、何回か打ち合わせをしてございます。現在、漁協として漁業者の最終的な意見を今、取りまとめ中でございますので、間もなくそういった支援策というか、そういった返事の手紙が来るということで、今そういう段階でございます。

それから、生き残っているカキの関係であります。ほかの生き残っている種苗とどういった違いがあるのかというお話でございました。これについては、実は漁業者のお話ですと、成長しているカキほど死んでいるということでもあります。成長していないカキほど死んでいないというお話であります。

次に、コストの関係であります。コストが高いということで、調査はしているかというお話であります。現在、技術確立の期間でございまして、まだ安定した出荷もしてございませんので、そういった状況でありますので、この試算については行っていないということでございます。

それから、ブランド化の関係、価格形成、町の役割の方の関係でございまして。これにつきましては、春も、6月にもご答弁申し上げましたけれども、宮城からの稚貝養殖、それから厚岸町のシングルシードカキと。それぞれ焼きガキ用、むきガキ用は宮城の稚貝養殖ということと、それからシングルシードについては生食用の殻つきカキということで、シングルシードについては新しい資源として、うちの方は期待しているということであります。この新しいブランドのシングルシードの生産体制を確立するということで、厚岸ガキ全体の生産性を高めるということであります。

それで、新しい価値形成の可能性を持つ厚岸ガキをどう売り出していくかということでもありますけれども、非常に短期間では難しいと思っておりますけれども、障害となるものは何かと、そういったものを調整しながら進めてまいりたいというふうに考えてございます。

それから、次に覚書の関係であります。まず、経過についてなんですけれども、平成11年にカキセンターが開所いたしまして、当時、管理運営の一部を漁組の方に委託をしてございました。しかし、実質的に漁組が管理運営する体制をとることができないということから、厚岸町が種苗生産業務、それから調査研究業務、これを併用できる体制づくりということで、種苗販売をするために平成13年12月に直営にすべく条例改正をいたしまして、翌年の1月1日から施行したということであります。直営移行の際に販売単価、それからお互いに責務などに関する取り決めについて、双方協議の上、覚書を交わしているという内容でございまして。そういったことで、覚書については、試験的な要素もあることから、今回、3カ月の支払い猶予ということでございます。

きのご菌床センターの方と対応が異なるということでありましたけれども、そういったことで試験研究的な要素もあることから、覚書ということで進めさせていただいているという内容でございまして。

それから、最後に安芸の一粒、それから巖蠣、それを承知しているかということ

でありますけれども、広島県の大野漁協というところで販売しているシングルシードカキということで、シングルで1年物を厳蠣と名づけているそうであります。今年の秋から販売しているものを安芸の一粒というふうに呼んでいるそうであります。

私の方からは以上です。

議長

農政課長。

農政課長

私の方からは、先ほどのご質問の中で、代金の納入について、きのこ菌床センターと違いがあるのではないかという内容でご質問をいただきましたので、私の方からお答えさせていただきたいと思えます。

ご質問にありましたように、菌床センターの規則の菌床販売の心得という中には、代金をいただいてから品物を引き渡すということで規定をされております。

菌床センターの運営につきましては、カキのセンターと違いまして、設立当時、運営の趣旨をきちっと明確にすれということで、特別会計で運営をしてきたわけでありまして、菌床は販売先が個人に限られているというようなことがありまして、信用性の問題もあろうかと思えます。

また、もう一つは、菌床の出荷が年度末、12月から3月、4月という形で、時期的なものがそういったところに集中をしてしまうと。それで、代金がおくれてしまうと年度を越してしまうという危険があるわけでありまして。そのかわり、生産に要する経費については、既にその時点で支出をされておりますので、収支のバランスがとれなくなってしまうというようなことがありまして、どうしてもこの代金は即納入をいただかなければ、こういった運営が成り立たなくなってしまうというような状況で、カキのセンターとは多少違う方法で決めさせていただいているということでございます。

議長

総務課長。

総務課長

私の方からは、避難訓練の関係につきましてお答え申し上げたいと思えます。

まず、災害時の要援護者、いわゆる災害弱者と過去に言われていた方への対応という部分につきましては、6月の第2回定例会におきまして室崎議員さんの方からのご質問をいただきまして、その中でも、それぞれの対応ということの中で、特に地域組織、それから関係機関との連携、こういったものが必要だという、そういう認識でいるということでお答えをさせていただきました。

その基本的な考えの中に当然進んでいかなければならないという意識を持ってお

りまして、町民課、保健福祉課ともその時点で具体的な、より効果を求めるような具体策について、さらに進めていこうというお話にはなっていたわけですが、この3カ月の中で残念ながら具体的な何といたしまし、より有効といたしまし、そういうものを見出してのこの訓練に生かすような形が残念ながらとれなかったというのが事実でございます。

そういった中で、すぐにかかれるようなものということで、先ほど聴覚障害者の関係お答えさせていただいておりますけれども、そういった部分について、現在ある施設、設備の中ですぐにかかれるだろうということの中で連絡をとらせていただき、検証を兼ねた扱いという形で今回やらせていただきました。

そうした中では、携帯メールについては、高齢の方が多ということで、まだ身近なものになっていないというような部分もありますけれども、1名の方がぜひこの携帯メールでの情報をいただきたいというようなこともいただきまして、これはもう既に私どものコンピューターの方にアドレス登録をさせていただいておりますし、今後における訓練のみにかかわらず、今後における災害情報、防災無線で町民に知らせる場合については、そういったメールでの発信もしていきたいというふうに考えております。

ファクスにつきましては、これにつきましては保健福祉課の方のファクス受信機を使って送信をしていただいたということでございます。これは、現実的に町の対策本部のファクス使用という形になりますと、もうほかとのやりとりの中で現実的に使えないだろうと、こういうような想定の中で保健福祉課のファクスで連絡をしていただくということもやらせていただきましたけれども、これについても、最終的に届くにはやはり時間がかかるという部分では、携帯メールとはまたちょっと違う課題が浮かび上がってきているというようなものもございます。

これらを受けまして、今後これをさらにどう活用していくかという部分を検討させていただきたいなど、このように思っております。

それから、訓練での呼びかけという形の中でお話をさせていただきました。防災行政無線での避難勧告の際に、避難してくださいという部分の前段でございますけれども、隣近所に声かけ合って避難してください、こういうコメントを入れさせていただきました。以前のこの議会の論議の中でも、パニックになっているときに、そういう一言をつけ加えることで思い出していただくということの効果을期待する

という意味合いで、そういうことも考える必要があるのではないかというふうに答えさせていただいておりますけれども、その実践という形でさせていただきます。

ただし、これもおっしゃられるとおり、先にどこどこに声をかけるんだというような事前の認識があつて、そうしたときに生きてくるんだろうと、これはそういうふうに思っております。そういう部分では、まだまだこれについては不足しているということで、取り組んでいかなければならないというふうに思っております。

それから、訓練のあり方でございますけれども、避難訓練に参加された方の中に訓練のための訓練になっていないかというような意見の方がいらっしゃるということで、実はこの辺の意見については私どもの方にも複数の方からいただいております。

実際に現在行っている避難訓練というのは、それぞれの避難訓練場所にまず職員をすべて派遣しております。全部で 100名以上の職員が分散して避難場所に張りつくというような形をとっているわけでございますけれども、これもある意味、他のいわゆる対応という部分を全く無視しているといいたいまいしょうか、ほとんど避難場所への連絡、把握という部分を重点的に行っているということでございますので、現実のいわゆる地震、津波災害のときに、こういった避難場所へのまず職員の配置が可能かどうかという部分を考えますと、非常に難しいケースが多く出てくるかなというふうに思っております。

そういった部分が一つありますし、職員の配置の方法につきましても、現在は私どもの方の扱いの中では、非常時には非常登庁という形の中で、この役場にすべて集まる。集まった中で指示を受けて、それぞれ対応に動くという形をとらせていただいております。ただし、これも場合によっては、集まる形が不可能になる場合もあり得るということがあります。極端な例を申しますと、大橋の通行が不可能になるというような場合も考えられるわけでございまして、こういったような想定の中で、では、そのときにはどうするのかという部分についても十分これから組み立てていかなければならないなど、こういうふうに思っておりますし、これらについては基本的には、今考えておりますのは、それぞれの、例えば本町地区であれば梅香町にあります湖北地区出張所ですね、そちらの方に基本的に集まるというようなことを今考えているわけでございますけれども、その辺についてもきちっととらえて

いかなきゃならないと、こういうふうに思っております。

そういうようなことから、訓練のための訓練になっていないのかという部分については、そういったもろもろの考え方も含めてのご意見だというふうに私はとらせていただいておりますし、それからもう一つ、避難場所に一つ考えておりましたが、現在は、いわゆるたくさん逃げてきた場合に、ある一定の避難場所ではなくて、違う避難場所に入ってください。そちらの方が何といいましょう、隣接している避難場所があった場合については、どうしても海の見える方にだけ集まります、現実的に。そうではなくて、その奥の方にも避難所があるんですよという部分をやはりふだんから認識しておいていただきたいということがありまして、そういった中での訓練での避難誘導もさせていただいております。

ただ、現実的に先般の、去年の9月の十勝沖地震の避難の際には、そうした訓練避難場所の方にだれも避難をされなかった、極めて少ない避難者であったと、こういうようなことから、訓練のための訓練になっているのではないかというような部分での問題提起もいただいております。そういった部分もありますけれども、それらも含めまして、この訓練については十分に今後も検討を加えていきたいというふうに考えております。

それから、住民参加ではなく、職員としての行動訓練の関係のお話もいただいております。役場庁舎のいわゆる火災を想定しているということでございますけれども、消防訓練という部分を実施いたしております。これは質問者おっしゃられるとおり、役場の中で火災あるいは何かの事故が発生した場合に、ここに勤務している職員あるいは庁舎内にいる町民の方々をいかに避難させて災害を防除するかという訓練でございますけれども、今年も10月にやりますけれども、実は今考えているのは、こういった訓練にあわせて、なかなか職員も一堂に集めて訓練するという機会は、そう多く持てません。ですから、こういった機会を利用したいいわゆる災害対応、一般災害の対応の訓練もこれに併設できないかということで実は今考えております。

例を申しますと、例えば今年も10月予定これからしているわけでございますけれども、現在組み立てようと考えているのは、土のうのつくり方、土のう積みの訓練。果たして若い職員含めまして、町の職員はどれだけ土のうのつくり方を知っているだろうかという部分もござります。そういったような部分的なものではありますけ

れども、そういったものも少しずつやはり積み重ねていくということも必要なのかなということで、そういった訓練もこの消防訓練にあわせて取り込んでまいりたいなど、このように現在は考えております。

そのほかにも、先ほど言いましたように、いろいろな想定をした訓練、職員としての行動をやはり行っていかなければならないということでございます。当然そういった訓練は町民に見えない、確かにそのように思います。特に職員での訓練、こうこういう訓練をやりましたというようなPRという部分については、今まで欠いていたのかなというふうに思っております。

ただ、町の職員が災害時にこういう部分を行動するんだというような部分、これをやはり町民の方にある程度理解をいただくということが、先ほど訓練のための訓練でないのかという部分、いわゆる必ず職員がここに入ってくるのかなとか、そういうような部分に認識といたしましょうか、考えがなってくるのかなという部分もありますので、この辺のPRのあり方については十分検討いたしていきたいなど、させていただきたいなど、このように考えております。

それから、この庁舎を災害対策本部にした場合のいわゆる設備的な電源関係のお話でございますけれども、この庁舎には自家発電設備がございます。停電になったときの自家発電設備があるわけですが、これはすべての電源を確保という意味ではなくて、最低限の照明と、それから電話の交換であるとか、そういった管理上の機械を動かさなければならぬと、そういう部分の電圧を確保するという代物でございますけれども、実は1階の機械室に設置がされているということになっております。ですから、仮に1階部分が浸水を受けて水没という形になりますと、その非常電源そのものについては使用不可という形になります。

もう一方、防災無線、3階にあるわけでございますけれども、こちらの防災無線につきましても、3階部分にバッテリーでの予備電源を持っているということになっております。その形で、防災無線については3階部分でのバッテリーでの非常電源を確保するという状況に相なっていると。

それからもう一つ、北海道との情報伝達のための設備があります。無線でのファクスのやりとり、電話のやりとりですが、これもこの非常電源につきましても3階部分に、簡易のものでございますけれども、手動による自家発電設備を設けておまして、常用電源が使用不可の場合については、それをもって電源を確保すると

というような形に相なっているわけでございます。

そのような形でございますけれども、そういった中で現状はそのような形でございます。こういった非常電源の確保という部分について、課題もありますけれども、現状の中で対応をしていかなければならないということに考えております。

それと、仮にここが全く使用不能な状態になってきた場合について、コンクリエ、サテライト局というような形の中で位置づけてございます。そういった中で、向こうの方でのいわゆる設備機器での運用が可能だという形になれば、速やかに向こうの方に移って対応をするというようなことで現在は考えているところでございます。

議 長
水産課長

水産課長。答弁漏れがあったそうです。

申しわけございません。答弁漏れがございましたので、つけ加えさせていただきたいと思えます。

3点目のだれがこの推測をしたのかと、推測の主体はどこかと、そういったご質問だったと思えますけれども、これにつきましては厚岸町が推測をいたしました。

それから、先ほどの覚書の関係で若干つけ加えさせていただきたいと思えます。

3カ月間の猶予の関係でありますけれども、確かに議員おっしゃるとおり、条例によって販売先を厚岸漁業協同組合というふうに決めてございます。しかし、実質的に購入者につきましては漁業者でございまして、生産者が購入しやすく、またシングルシードの普及推進あるいは養殖技術の確立を目指す試験的要素を含めまして、この覚書を交わしたという内容であります。出荷から3カ月後の月末まで支払うことになってございます。

今回このような、まだ支払いが終わっていない中でこういった大量死になったという状況がございまして、かえって問題化になったこともありまして、この有効期限が今月というふうになってございますので、今後見直しをするという内容でございます。

以上です。

(「価格形成のところ何も答弁なかったんですけどもね。何かごにゃごにゃ言っていたけれども、答弁にはなっていないんだけどもね。ちょっともしかしたら4回になるかもしれないけれども、勘弁していただいて3回やりますから」の声あり)

議 長

1 番。

1 番

今の話を聞いていて、時系列で話をしてくれと言ったら、こういう情報が入って、こういうふうの確認に行きましたということしか言わないんですよ、あなたの方では。それに基づいて内部ではどんな協議をして、どうしようとしたかということは全然おっしゃらない。これは答弁漏れですよ。

それから、漁場調査の基礎データという話をしましたね。漁場調査何とかかんとかということで、あなたの方でデータを出して、と推測されますというふうに言ったんです。それで私は、それはカキが大量に死んでいくことを、そこでのデータの動きによって裏づけることができる種類のものなのかと聞いたんですよ。そうしたら、あなたは、このデータというのは、漁場環境調査の基礎的データとしての趣旨でございましてと答えた。答弁になっていないでしょう。

やっぱりきちんとわかりやすく答えてください。今、私が聞いているのは、この推測されますとか考えられますというときに、どういういわば事実を下敷きにして、どういう論理でどのように推測するのかということが聞きたくて、だれが推測したのかということを知っている。厚岸町でございましては話にならないでしょう。そういう答弁しているような顔して答弁しないという高等技術は余り使わないでほしいんです。次の積み上げができませんから、議論の。建設的な議論をやりたいので。そのところでお聞きしたいんです。

それから、価格形成の話なんですけれども、あれじゃないですか、今の話聞いていたら、いや、ホタテ盤につけて持ってくるカキ——生ガキで持ってくるものは、あなたは厚岸ガキではないとはっきり言っていますからね、これは今、入りませんよ。それで、ホタテ盤につく垂下式で持ってきて育てるものは焼きガキとして、シングルシードは生食としてそれぞれ頑張ってもらいたいというような話ししているんですよ。それは、厚岸町が価格形成にどういう役割をするかという話ではないでしょう。

前回の議会でも、あなたはおっしゃった。ここはあなた、だんじり踏んであなた言わなきゃならないところじゃないですか。まさにシングルシードのネーミングを今、募集しているんでしょう。そして、ブランド物として厚岸カキというのはこういうものですよということも宣伝しようとしているんでしょう。そういうことが、あなたたちのこの価格形成の一助として厚岸町が非常にいわば力を尽くしているところではないんですか。私これじゃ答弁していることになるんですけどもね。そ

ういう話をやっぱりきちんとしなきゃだめです。

それで、まだあるんですね。去年の暮れに、試験的なんだそうですが、直販に似たようなことを一部の漁業者がグループを組んでやりました。これは漁協とよく話し合った結果、試験的にデータをとるためにやったものだそうですが、そのときには、市場に出すと1個30円のカキを、70円だったかな、もっと高かったかな、そのぐらいの値段でゆうパックで売っても、これは飛ぶように売れるんですよ。

私の友人なんかでちょっと東京にいて詳しいのは、何でそんな安い値段で売らんだという反応を示しました。150円でも安いぐらいだというような言い方をしました。だから、まだまだきちんとした市場調査を行って消費者の反応を見ると高く売れるんだなど、私はそのとき非常にうれしく思ったんですけどもね。

そういうような情報をきちんと漁業者に提供し、そしていわば価格の形成をどんどんと積み上げていく、こういうことが町が行える——町だけがやるんじゃないですよ、もちろん漁協だってやるんですよ。まさに価格形成の支援ではないんですか。そういう発想をお持ちだからこそ、ネーミングとか何とかということをやったじゃないですか。

それで、最後に私ちょっとなぞかけみたいな物の言い方で悪かったんだけど、ゲンキ、巖島神社の巖、それに牡蠣ですね、こう書いて巖蠣、これは3年物のシングルシードだそうですよ、ホームページで見ると。ホームページでもって大野町というところ、広島県の大野町の漁協青年部というのがばんばん出しています、写真入りで、手に持って。これが従来品の品物です、これが我々が作ったシングルシードの巖蠣です。

テレビにも出ました。テレビは、たしか今年の春、朝の時間でしたが、私テレビ入れたらやっていました。厚岸町のカキセンターと同じような施設が映っていました。外じゃないですよ、内部ですよ。私の素人目で見るといって、同じような管がありまして、水槽がありまして、何だこれ厚岸町のカキセンター映したのかなと一瞬思いました。某メーカーが後ろについてやっているということでしょう、当然。そういうものがもう既にどんどん出ているんですよ。厚岸町だけが唯一のシングルシードで、世界にただ一つ、まさにシングルじゃないんですよ。もう既にどんどん出ているんです。

そして、この広島の大野町では、その売り物の中に、売り言葉の中に、巖蠣とい

うのがそういうふうにして出たものですと。それで、そこまでいかない小ぶりの、安芸の一粒とって、これは1年物ないし2年物なんでしょう、それをやっていますというようなことも書いています。

それから、これは従来のいかに垂下式の方法でなく、ネットに入れて成長させるために、従来使用してきたポリエチレン製のパイプを使用しないため、環境にも優しい養殖方法ですと、環境問題まで取り入れて宣伝しているんですよ。どんどんこういうことをやっているんです。ですから、余りこっちも悠長には構えていられないんですよ。ライバルがいるんです。既にもうそういう状況に入っているんですよ。その中で価格形成について答えられないということは、どういうことなんですか。きちんとした考えを持っていただきたいんです。

それで、どうも新聞報道の方が、漁業者があなたたちと話し合っている情報より早いらしいんですね。今あなたの方では、いつ協議を行って、いつ方針を立ててということをおっしゃらないから、ちょっとわからないんだけど、先ほどの1回目の答弁の中で、8月23日付で漁協はこういう要請を出しました、要望を出しましたということをおっしゃっているんですね。8月23日付なんですよ。ところが、24日には新聞に、24日の朝刊には、町は9月にもかわりの種苗づくりに着手し、シングルシードの種苗を絶やさないようにしたいと言っていると出ているんですよ。

それで、これは私、友人の漁業者からも聞いているんですが、そんな話はまだ聞いていないというんですね。新聞の方が先だということですよ。あなたたちは、議会に言う話と、浜に言う話、漁協に言う話、それからマスコミに言う話と3つつくっているんじゃないですか。この点についても、だからきちんと時系列をはっきりさせてお答えいただきたいんです。

どうも話がこんがらかるんですよ。そのために何が起きるか。生産者が不安になるんですよ。一体その協議会だとか何だとか、そういうところで聞いている話というのは本当なんだろうかと。それを信用していると、ぼんと、いやこれから考えます、まだ全然決まっていません。ああそうかと、それじゃもう少し考えてもらって、何とかしてもらわなきゃならないんだなと思っていて、朝、新聞を開くと、やりますという話が出てくる。これでは、町の偉いさんの言っていることというのは何なんだろうと。そうすると、あの話も実は何か腹に含みあって、こっちには教えないことになるんだろうか、あの話も腹に含みがあって違うことを言っているんじゃない

いだろうかというふうに、いわゆる疑心暗鬼を持つわけです。せっかく町が応援しようとしていることが、おかしくなるんですね。だからやはり、ここ向け、あそこ向けという話ではなくて、きちんとした話し合いを生産者に行って、その信頼を得なければ前に進みませんよ。

あと細かな話はたくさんありますけれども、予算もありますから、今日は時間ありませんから余りやりませんが、もう一度、時系列できちんとということを踏まえて答弁をしていただきたいんです。

それから、この覚書云々については、問題があるから今後見直すという話ですから、余り強くは言いませんけれども、山だから、海だからといって話が全く異なるということでは、生産物の売り払いという点ではおかしくなると思います。

なお、先ほど、何か言わなきゃならないということで、いろいろ苦勞なさったんでしょうけれども、個々人に売るから信用力がないから前金でもらうんだと聞けるようなご答弁はいただけないですよ。漁協に引き取ってもらうという形をとろうと、個々の生産者にきのこを売ろうと、これは生産者の支援ということでやっているわけですから、余りそういう話は私はよろしくないんじゃないかと思いますがね。

それから、次に、防災と避難の関係の問題です。

聴覚障害者に対する問題、それから一言でもとにかく、さあ皆さん避難しましょうということにつけ加えていただいたという点については、今ご答弁がありました点、まさによくやっていただいているなというふうに私は評価しています。

それから、いざというときに町職員がこの役場に駆けつけるというのは、私も目の当たりで見えています。この前の大きな地震があったときには、10分かからないで私もここに来ていました。7割以上の職員はもう既に来ていました。ですから、自分の家は全部投げて、みんな駆けつけているわけですね。その姿には私、感動しています。ですから、それは高く評価しているんです。ですから、今、職員の皆さんがいざというときに何もやらない、そんなことは全く私は言う気はありません。高く評価しています。

その上で言うんですけれども、例えば大橋が不通になったときにどのように集まるかなんていうことは、根本的な話じゃないですか。そういうものがこれから組み立てられるということは、やはり防災に対する計画そのものについて大きな穴があると言わざるを得ない。

それから、3カ月前の議会で地域との連携ということは、私、随分強く言いました。また、総務と福祉と町民課ですね、その3課が協議をしなきゃならないということも、あなたたちはおっしゃいました。結局この3カ月、そういう部分では何もやっていないということですよ。全然その話が出てこない、今聞いていて。そうすると、私の質問についてはやっぱり聞き置く程度だったのかなど。私のようなペーペー議員の言うことは聞いてもらえないのかなど、甚だ悲しくなるわけです。

非常に大事な問題です。今すぐ効果が出るとは思いません。しかし、少なくとも私の自治会では、そういうようなことでの町からの働きかけがあったという役員は一人もいないんですよ。これは恐らく他の自治会も同じだと思いますよ。私どもは海岸線に暮らしているわけですから。これが私どもが、今日は安達さんいらっしやらないけれども、安達さんのようなところにいる自治会で津波のことでもって働きかけがなかったといえ、これは一番後回しだな、我々はというふうに思うんだけど、これはやはりこの3カ月間、何をやってたのかなど。3カ月間で自治会に話しかけをしない町の担当課は、この後、何年たったらやるのかなというふうに思うんですよ。これについては、やはりきちんとしたお答えいただきたいですね。

それで、先ほどの避難場所云々の問題でもそうなんですけれども、やっぱりその地域との何ですか、連携、理解を持ってもらう、そういうことが非常に大事ですよ。避難場所が訓練のときにはこっち、本番のときにはあっちになるんでないかなんていうふうに言われるということは、もちろんあなたたちの方はそう考えているんじゃないと思うので、意思の疎通がきちんとしていないということでしょう。それではやっぱりうまくないと。

それから、町民に避難してくださいというときに要所要所に町職員が立つの、これは私は当たり前だと思うんですよ。そんなときに交通事故でも起こしたら大変ですからね。だけれども、いざというときに要所要所に立ちなさい、そんな悠長な災害はありませんから、それはできないというのはやっぱり理解してもらわなきゃならない。そこでもし誤解を受けたとすると、これはやはり説明の仕方に問題があると、こちらは思わなきゃならないですよ。それから、誤解した人は、ああ自分の方の理解の仕方が悪かったなと思わなきゃならないでしょうね。そのところで、やはりきちんとしていただきたいです。

それから、電源、この問題なんです、1階や地下に電源を置いてあって、津波

が来てたたかれたら、もう非常灯以外にありませんというのでは、ここ災害本部として使えませんよ。そういう与えられた条件の中で努力していきたいと思っております。これもどうにもならないでしょう。災害対策本部としてここを使うのであるならば、早急に万全の措置をとっていただきたいです。いつ来るかわからないんですよ。何年か前に私、地震の話をしていたら、ぐらぐらと揺れたことがありまして、すごいびっくりしたことがあるんですけども、本当にそんなものですよ。その点についてもお答えをいただきたいです。

以上、3回目の質問といたします。

議 長
町 長

町長。

再々質問に答弁をさせていただきます。少々長くなるかと思いますが、その点についてはご理解をいただきたいと存じます。

今回の大量死、室崎議員は「へい死」という言葉については余り使いたくないということではありますが、私も言葉の解釈上においてはそのように考えます。本当に異常事態を迎えたわけでありまして。

ご承知のとおり、昭和58年、厚岸の自然ガキが全滅をいたしました。この種苗センターの設立された意義、十分にご承知のことと思います。厚岸生まれの厚岸のカキをつくろうという生産者側から出た考えであります。当時の町長はそれに対してこたえ、平成11年にスタートを切ったわけでありまして。

私といたしましても、カキ業者、生産者、養殖業者、141戸あります。そのうち、現在37戸であります。せっかく生産者のためにつくり上げた本施設がこのような状況であるということは、まことに残念であります。それぞれの理由があるかもしれませんが、しかし、厚岸の漁業振興のためにつくった施設であります。私が漁業者にお願いするのは、もっともこの施設を利用していただきたい、願う矢先の中の出来事であります。

そういう意味におきまして、養殖技術の確立、出荷後の販売ルートの確立、何とかしなきゃならない。室崎議員と同じです。そのために今年からネーミングも募集をいたし、近く選考し、決定をする運びにもなっております。

ところが、今まで経験したことのない災害であります。今までは、58年もそうでありました、冷夏であります。ご指摘ございました、去年は低水温であります。これはシングルカキのみならず、宮城産も被害をこうむったわけでありまして。しかし、

私どもは今回のシングルシード、高温という初めての経験であります。やはり技術の確立には時間を要するのかなという今日の気になっております。そういう意味において、種苗センターの職員挙げてそういう苦難を乗り越え、技術を確立し、そしてシングルシードカキ生産者をふやしていかなければならない、そのように考えておるわけでもございます。どうかそういう意味で、災いを転じて福となすという言葉がありますが、これを契機にして、やはりシングルシードという厚岸カキ、これがブランドになっております。これはもう全国的なブランドであります。

価格の問題がありました。今、ある東京のレストランでは、厚岸のシングルカキといったら、簡単にもう100円以上でも売れるというようなお話も耳にいたしております。また、フランス料理、東京都においても同様の話を耳にいたしております。大変うれしいわけでありまして。どうかそういう意味において、厚岸町の衰退する漁業環境の中にあつて、何とかこのシングルシードを普及発展をさせたい、そのように私は考えておるわけでありまして。どうかこの点については、ご理解をひとつよろしくお願いを申し上げたいと思っております。

それから、災害であります。私は、町長はいろいろな行政課題を抱え、それを解決をし、21世紀の厚岸町の発展を間違いなくし遂げるのが首長であると思っております。その中でも今日では、危機に対処するリーダーシップというのが極めて私は重要な課題だと思っております。

そういう意味において、日ごろから自主防災意識を持ち、緊急時には速やかに適切な行動を起こす心構えが強く要求をされております。この点、私も去る防災訓練においても、対策本部長、また有事の場合にも同様な立場に相なるわけでありまして。本当にしっかりとやっつけていかねばならないと思っております。

また、対策本部の件であります。役場がそうなります。しかしながら、私も日ごろ不安な気持ちもあります。といいますのは、津波等が起きたならば一番危険な場所です。中枢機能が一番危ないのであります。しかも、消防本部がそうあります。そういう点を考え、また厚岸の特殊事情、環境を考えますと、厚岸大橋があります。この大橋が有事の際に何かあったならば、どうなるでございましょう。分断されるのであります。そういう点いろいろ考えますと、さきに担当課長にも指示いたしました。この中枢機能がやられたときの対策本部のあり方、早急に検討せよということをお話ししております。どうかそういう面で、あらゆる場面を想定

した中の防災訓練、極めて重要であります。その点も今後とも頑張ってもらいたい、かように思いますので、ご理解をいただきたいと存じます。

あとのこまい点については、また担当課長から答弁させます。

議 長

町民課長。

町民課長

私の方から、自主防災組織の推進ということでお答えをさせていただきたいと思
います。

議員おっしゃられるように、6月議会で議員から提言をいただきました。危機意
識そのものも含めて、地域の災害時の身体的弱者の方々に対する対応というご提言
であります。

先ほど総務課長の方からも、今回の9月の厚岸町としての防災訓練の際に、地域
とのかかわりについて、当面、地域が簡易に参加のできる形ということで進めまし
たというお話をさせていただきましたが、言いわけになるかもしれませんが、6月
の際には、私、どなたが救済の対象になるんだというリストをつくるのがまず先
だろう。自主防災組織がどういうものである必要があるのかという、かみしもを着
た議論はまず後ろに置いておいて、そのことを先に進める必要があるのではないか
というお話をさせていただきました。

あの後、実際にリストアップづくりを、それぞれ自治会を区域としました自主防
災組織の推進という形で構想を組み立てたのでありますが、最終的にひっかかりま
したのが、今後の防災訓練のあり方の中でも触れておりますが、いろいろな想定を
した中で自主防災組織活動も訓練やらマニュアルというものをつくらなきゃいけな
いということについて、まず壁としてございました。そういう意味では、いやいや、
考えてばかりいて、またかみしもを着て議論しているんじゃないかと言われれば、
そのとおりなんではあります、想定としまして、夜中に大きな地震が発生をしまし
た、電話が通じない、この場合に、じゃ地域の中でリストアップされた方々をどう
フォローアップして安否確認をするんだろうということが一番厳しい条件かなとい
うふうに思いますし、昼間、皆さんが勤務に出ているときに地域の中で大きな災害
が起きて、これまた電話が通じないときの対応をどうされるんだろうというような
ことを逐一やっぱり地域の方とお話をしないと、なかなかそういう部分については、
訓練そのものも形だけのものになってしまっていて、実のあるものにはならないんでは
ないかといったようなことを、先に肩にどつとしょってしまったものですから、9

月6日の日の町の防災訓練に地域とお話をして参加をしていただくということについては間に合わなかったということについて、率直に反省をしているところであります。

それで、防災訓練の後、実は9月16日付で各町内の自治会長さんあてに、「自主防災組織活動における活動の具体化」という依頼文書を出させていただきました。それで、その文書の中に、今申し上げましたいろいろな想定をした中での訓練の実践ということも、地域の中でお願いをしたい。その上で、役場なり消防の支援が欲しいという項目については、私どもも事前に連絡をいただければ協力をさせていただきたいということも含めて、実は依頼文書を出しました。そういう意味では、今後の中で私ども担当する町民課の方から、各地域の推進状況あるいは活動計画のつくり方から含めてご相談をいただいたり、こちらから確認をさせていただいたりということを進めながら、来年の全町の防災訓練の中では、統一的なメニューではなくても、地域の組織が防災訓練にいろいろな形でかかわるということを経験の中で計画をしていただいて、かかわっていけるように私どもも地域の方とお話を進めていきたいというふうに思っておりますので、危機意識含めて非常におまへたちはないぞというおしかりは率直に受けとめながら、今後の中でまた地域の皆さんと自主防災活動について議論をさせていただきたい、進めていきたいというふうに思っておりますので、その点ご理解と今後またご協力をお願いをしたいというふうに思っております。

議 長
水産課長

水産課長。

まず、1点目のどういう協議をしたのかと、時系列的にということであります。

まず、8月5日に現場を確認いたしまして、8月10日、シングルシード養殖協議会の方に出席をしております。それらの意見を踏まえまして、8月13日に町長、助役の方に報告をしております。その中では、へい死の状況あるいはシングルシード養殖協議会の記録、こういったことの説明をしております。その場で、町長と現場を確認しております。

次に、8月20日になりまして、これも町長、助役、収入役、それから行財政交えまして、うちの水産課と交えまして、5月種苗の関係の協議、それから再出荷の協議、これらを8月20日に行っております。

次に、8月24日に再協議、この協議をまた再協議をいたしまして、5月種苗の考

え方、減免の考え方、それから再種苗について、これらについての有料、無料の考え方についての、これについての協議をさせていただきました。

8月30日に再度打ち合わせをいたしまして、漁協に提示する内容の確認を8月30日にさせていただきました。

次に、推測を裏づけるものなのかということでございます。漁場環境調査の数字をもとに、へい死を直接裏づけるデータではございませんけれども、水環境などの大きな監視をするためには重要なデータとして認識をしてございます。

それから、価格形成の関係でございますけれども、去年の暮れから、ゆうパック等で漁業者にもいろいろな動きがございます。シングルシード養殖協議会の方でも、コンキリエの関係がございまして、実はコンキリエでは5月、8月が一番来客が多いということで、しかし、その時期にシングルシードはこれまで出荷をしていなかったと。コンキリエの方には品物として納入されていなかったということがございまして、従来の養殖方法では既に5月段階で産卵の準備に入ることとございまして、こういった養殖方法では5月に出荷、コンキリエのニーズというか、そういったお客さんが一番多い時期にシングルシードを提供できないということで、養殖方法を、若干、出荷方法を変えるとか、そういった方法をもって何とか販売ルート確立をしていこうということで、今年の春のシングルシード養殖協議会の方でもそういった話になってございました。

今回、その時点でもネーミングのお話をさせていただきまして、漁業者の方にはそういったネーミングの情報をさせていただいて、これら町の方では、こういった漁業者の新しい動き、コンキリエ、それからゆうパック、ネーミング、あるいは先ほどから申し上げておりますトレーサビリティの関係、これらを合わせて価格形成の方に進んでいくということとございます。

それから、新聞の関係でございます。実は新聞社の支局の方から、漁業者からの情報、あるいは漁協へ事前に行ってきたということで、町としての対応を聞かれたわけでありまして。シングルシード養殖協議会が8月10日に開かれておりまして、その時点で既に漁業者の方で一番要望が強かったのは、16年産の種苗が途切れてしまうということで、何とか再出荷をしていただきたいという要望が一番強い要望でございました。町といたしましては、その時点では要望を受けて検討している段階ではございましたけれども、その時点でこういった一番要望が強かったことと、あと

漁業者に、当然新聞に載るに当たって、何も対応していないというふうな誤解を与えてもと考えまして、現在検討しているという表現ながら、あのような新聞の記事になったという内容でございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

(「推測の話したかい。推測主体の話したかい。推測主体の話をしましたか」の声あり)

水産課長

推測の関係であります。

実は、広島においても昭和年代に大量へい死があったということで、その対策として、試験あるいは指導機関と一体となった努力でそれを乗り切ったという例があります。その内容としては地道な調査研究で、特に水温あるいは水質、そういった基礎的なデータが大きく貢献をしたということでもあります。

厚岸町といたしましても、現在行われております湖内の水質調査、あるいは指導機関の協力によって行われているシングルシードの養殖試験、そういったことによりまして、プランクトンの把握、あるいは水温、水質、そういった経年変化等が、そういったものが観測、分析されることによりまして大量死の原因究明あるいは防止の手がかりとなると、そのような手がかりとしたいと、そのように考えてございます。

議 長

1番さん、答弁漏れありますか。

(「答弁漏れというより、答弁になってないんですよ、最後の。私が言っているのは、だれが推測したんですかと聞いているんです。そうしたら、厚岸町といたしましては、厚岸町といたしましてはと言うんだよ。厚岸町のだれが推測したの。それを聞いているんです」の声あり)

議 長

休憩します。

休憩時刻 17時52分

議 長

再開します。

再開時刻 17時52分

(「町の公式見解だというなら、それでいいんだよ。水試だとか、そういうところは何と言っているのかさ」の声あり)

議 長

休憩します。

休憩時刻 17時54分

議 長	再開します。	再開時刻 17時54分
水産課長	水産課長。 答弁申しわけございません。 ただいまのご質問でありますけれども、カキセンターを含めた水産課を中心として、断定ではございませんけれども、推測ということであのような形になったわけでございます。 (「町の公式見解だ。わかりました。あとは予算で聞きますから」の声あり)	
議 長	いいですか。 以上で、室崎議員の一般質問を終わります。	
議 長	本日の会議はこの程度にとどめ、明日に延会したいと思います、これにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)	
議 長	ご異議なしと認めます。 よって、本日はこの程度にとどめ、明日に延会いたします。	延会時刻 17時55分

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成16年9月21日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員